

第一類 第八号

第四十回国会
衆議院

農林水産委員会議録 第二号

(四九)

昭和三十七年一月三十日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事秋山 利恭君 (理事小山 長規君)

理事田口長治郎君 (理事丹羽 兵助君)

理事山中 貞則君 (理事石田 宥全君)

理事角屋堅次郎君 (飯塚 定輔君)

安倍晋太郎君 (飯塚 定輔君)

大野 市郎君 (飯塚 定輔君)

倉成 正君 (飯塚 定輔君)

坂田 英一君 (飯塚 定輔君)

内藤 隆君 (飯塚 定輔君)

福永 一臣君 (飯塚 定輔君)

山田 長司君 (飯塚 定輔君)

玉置 一徳君 (飯塚 定輔君)

片島 港君 (飯塚 定輔君)

西宮 弘君 (飯塚 定輔君)

足鹿 覚君 (飯塚 定輔君)

田邊 國男君 (飯塚 定輔君)

栗林 三郎君 (飯塚 定輔君)

中山 榮一君 (飯塚 定輔君)

義光君 (飯塚 定輔君)

安井 勇君 (飯塚 定輔君)

湯山 吉典君 (飯塚 定輔君)

出席政府委員

農林政務次官

農林事務官

農林經濟局長

農林事務官

農地局長

農林事務官

農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

本日の会議に付した案件

開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

農業保険事業法案(内閣提出、第

三十九回国会閉法第四六号)

農業災害補償法の一部を改正する法

律案(内閣提出、三十九回国会閉

法第四七号)

農地法の一部を改正する法律案(内

閣提出、三十九回国会閉法第六六

号)

農業協同組合法の一部を改正する法

律案(内閣提出、三十九回国会閉

法第六七号)

○野原委員長 これより会議を開きま

す。

開拓融資保証法の一部を改正する法

律案、農林漁業金融公庫法の一部を改

正する法律案並びに農業機械化促進法

の一部を改正する法律案、以上三案を

一括議題として提案理由の説明を聴取

いたします。中馬農林政務次官。

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第四号)

開拓融資保証法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第三号)

農業機械化促進法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第三号)

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

別表中「(内) 必要な資金」に改めることによる。

〔内〕 必要な資金 (内) 漁船の改造、建造又は取得に

百万円」と「千二億七百万円」に改め

る。

第十八条第一項第五号の二の次に

次の一号を加える。

五の三 沿岸漁業者の経営の安定

に必要な資金であつて主務大臣

の指定するもの

第五章 罰則(第五十六条~第六

十六条)

第六節 雜則(第五十三条~第五

十五条)

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

〔内〕 必要な資金 (内) 漁船の改造、建造又は取得に

に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

に改めることによる。

農業機械化促進法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第四号)

開拓融資保証法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第三号)

第一節 総則(第十六条~第二十

五条)

第二節 役員等(第二十六条~第三十八条)

第三節 業務(第三十九条~第四十

一条)

第四節 財務及び会計(第四十

二条~第五十条)

第五節 監督(第五十一条~第五

十二条)

第六節 雜則(第五十六条~第六

十五条)

附則

第一章 総則

第一条中「農機具の検査、必要な

資金の確保その他の必要な措置を講じ

て」を「農機具の検査に関する制度、

農機具についての試験研究体制の整

備その他必要な資金の確保等の措置

について定めて」に改める。

第二条第一項中「耕うん整地」を「

耕うん整地、は種」に、「家畜家さん

の飼養管理」を「家畜又は家さんの飼

養管理、収穫」に改める。

第三条中「研修会、共進会」を「農

業機械化のための研修、指導、試験

研究及び農機具の導入事業」に改め、

同条に次の二項を加える。

2 国又は都道府県は、農業機械化

の促進に有効な事項を行なうに当

たつては、農業者の自主的な努力を

助長しこれを補完して農業構造の

改善に資することとなるように配意しなければならない。

第五条を次のように改める。

(国の援助)

第五条 国は、都道府県に対し、その農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業その他農業機械化の促進に有効な事項の実施につき、経費の補助その他適切な援助を行なうよう努めるものとする。

第五条の次に次の章名を附する。

第二章 農機具の検査

第六条から第八条までを次のように改める。

(検査)

第六条 国は、農業機械化の促進に資するため、この法律の規定により、農機具の検査を行なう。

2 前項の検査は、依頼による農機具の型式についての検査(以下「型式検査」という。)及びその成果を確保するための事後の検査(以下「事後検査」という。)とする。

3 型式検査の実施は、農業機械化研究所に行なわせるものとする。(型式検査)

第七条 農林大臣は、毎年度、当該年度において型式検査を行なう農機具の種類を定めて公示しなければならない。

2 型式検査は、前項の規定による公示に係る種類に属する農機具につき、型式検査を依頼する者(以下「依頼者」という。)が提出した型式の農機具の性能、構造、耐久性及び操作の難易(以下「性能等」という。)について行なうものとす

る。

3 型式検査の主要な実施方法及び基準は、農林大臣が定める。

4 農林大臣は、前項の実施方法及び基準を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

5 型式検査を依頼するため提出する農機具は、通常製造されたものうちから抽出されたものでなければならない。

(依頼の手続)

第八条 型式検査の依頼は、農業機械化研究所に対し検査依頼書を提出してするものとする。

2 依頼者は、前項の規定により検査依頼書を提出する際、農業機械化研究所が業務方法書で定める額の手数料を農業機械化研究所に交付しなければならない。

第八条の次に次の二項を加える。

(検査成績)

第八条の二 農業機械化研究所は、型式検査を実施した結果、その検査に供した農機具の型式につき、第七条第三項の基準に適合する場合には検査合格証及び検査成績表を、その他の場合には検査成績表を添えて、その依頼者に合格又は不合格を通知するとともに、その依頼者の氏名又は名称及び依頼者の氏名又は名称に合格を通知する場合にあつては合格番号を農林大臣に報告しなければならない。

2 型式検査は、前項の規定により検査に供した農機具の型式につき、第七条第三項の基準に適合する場合には検査合格証及び検査成績表を、その他の場合には検査成績表を添えて、その依頼者に合格又は不合格を通知するとともに、その依頼者の氏名又は名称及び依頼者の氏名又は名称に合格を通知する場合にあつては合格番号を農林大臣に報告しなければならない。

3 検査合格証票の様式は、農林大臣が定めて公示する。

第十一条 農林大臣は、第七条第三項の基準を変更した場合において、すでに型式検査に合格した型式の基準を変更した場合において、

2 第九条第一項の規定により検査合格証票を附することができる者が死亡し又は合併した場合には、当該相続人又は当該合併によつて設立し若しくは当該合併後存続する法人は、遅滞なく、農業機械化研究所に対し、その旨を届け出る

とともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならぬ。

第十一条第一項を次のように改める。

2 第九条第一項の規定により検査合格証票を附することができる者が死亡し又は合併した場合には、当該相続人又は当該合併によつて設立し若しくは当該合併後存続する法人は、遅滞なく、農業機械化研究所に対し、その旨を届け出る

とともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、当該型式の農機具について、

2 農林大臣は、前項の規定により合格に係る農機具の型式についての報告を受けたときは、その農機具の型式名、検査成績の概要、合

格番号及び依頼者の氏名又は名称を公示しなければならない。

第九条中「検査に合格した農機具

の依頼者は、当該銘柄及び型式の農機具に検査に合格した」を「依頼に係る農機具の型式が型式検査に合格した」を「依頼に

通知を受けた者又はその一般承継人

(これらの者から当該型式の農機具

の製造、販売等の事業に係る當業の譲渡を受けたことその他特別の理由

により農林大臣の承認を受けた場合

には、その承認を受けた者又はその一般承継人とする。)は、当該型式の農機具に型式検査に合格したに改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合には、当該農機具に、

第九条に次の一項を加える。

2 農林大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附することができる期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

第十条の次に次の二項を加える。

3 農林大臣は、前項本文の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

2 農林大臣は、前項本文の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 検査合格証票の様式は、農林大臣が定めて公示する。

第十一条 第九条第一項の規定により検査合格証又は検査成績表の書換交付又は交付を行なうとともに

第十二条の次に次の二項を加える。

3 農業機械化研究所は、前三項の規定による請求が附された場合に

は、請求に係る第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の書

換交付又は交付を行なうとともに

第十三条の次に次の二項を加える。

3 第九条の二 第九条第一項の規定により検査合格証票を附することが

できない者は、その氏名若しくは名稱又は当該農機具の型式名を変更したときは、農業機械化研究所に

対し、その変更に係る事項を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならぬ。

第十一条第一項を次のように改める。

2 第九条第一項の規定により検査

合格証票を附することができる者

が死亡し又は合併した場合には、

当該相続人又は当該合併によつて

設立し若しくは当該合併後存続する法人は、遅滞なく、農業機械化

研究所に対し、その旨を届け出る

とともに、その事項が第八条の二

第一項の検査合格証又は検査成績

表の記載事項の変更に係るとき

合格証票を附することができる者に対し、当該証票を附することができることができる期間を限定することができる。

2 前項の規定による処分があつた場合には、その処分を受けた者は、その限定された期間内でなければ、当該型式の農機具につき、

前条第一項の規定による検査合格の通知を受けた者又はその一般承継人

(これらの者から当該型式の農機具

の製造、販売等の事業に係る當業の譲渡を受けたことその他特別の理由

により農林大臣の承認を受けた場合

には、その承認を受けた者又はその一般承継人とする。)は、当該型式の農機具に型式検査に合格したに改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合には、当該農機具に、

第九条に次の一項を加える。

2 農林大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附することができる期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

第十一条 第九条第一項の規定により検査合格証又は検査成績表の書

換交付又は交付を行なうとともに

第十二条の次に次の二項を加える。

3 第九条の二 第九条第一項の規定により検査合格証票を附することが

できない者は、その氏名若しくは名稱又は当該農機具の型式名を変更したときは、農業機械化研究所に

対し、その変更に係る事項を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならぬ。

第十一条第一項を次のように改める。

2 第九条第一項の規定により検査

合格証票を附することができる者

が死亡し又は合併した場合には、

当該相続人又は当該合併によつて

設立し若しくは当該合併後存続する法人は、遅滞なく、農業機械化

研究所に対し、その旨を届け出る

とともに、その事項が第八条の二

第一項の検査合格証又は検査成績

表の記載事項の変更に係るとき

は、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

3 第九条第一項の農林大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、農業機械化研究所に対し、その旨を届け出

るとともに、当該型式の農機具に

検査合格証又は検査成績表の交付を求める請求の場合には当該届出に係る

農機具に検査合格証票を附すこと

ができる。

2 前項の規定による処分があつた場合には、その処分を受けた者は、その限定された期間内でなければ、当該型式の農機具につき、

前条第一項の規定による検査合格の通知を受けた者又はその一般承継人

(これらの者から当該型式の農機具

の製造、販売等の事業に係る當業の譲渡を受けたことその他特別の理由

により農林大臣の承認を受けた場合

には、その承認を受けた者又はその一般承継人とする。)は、当該型式の農機具に型式検査に合格したに改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合には、当該農機具に、

第九条に次の一項を加える。

2 農林大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附することができる期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

第十一条 第九条第一項の規定により検査合格証又は検査成績表の書

換交付又は交付を行なうとともに

第十二条の次に次の二項を加える。

3 第九条の二 第九条第一項の規定により検査合格証票を附すこと

ができない者は、その氏名若しくは名稱又は当該農機具の型式名を変更したときは、農業機械化

研究所に

対し、その変更に係る事項を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならぬ。

第十一条第一項を次のように改める。

2 第九条第一項の規定により検査

合格証票を附することができる者

が死亡し又は合併した場合には、

当該相続人又は当該合併によつて

設立し若しくは当該合併後存続する法人は、遅滞なく、農業機械化

研究所に

対し、その旨を届け出る

とともに、その事項が第八条の二

第一項の検査合格証又は検査成績

表の記載事項の変更に係るとき

任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第三十条 國會議員、國家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議員又は地方公共団体の議員又は地方公共団体の議員は、役員となることができない。

第三十一条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

第三十二条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。

2 (役員の兼職禁止)

第三十三条 研究所と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りである。

(代表権の制限)

第三十四条 理事長は、理事又は研究所の職員のうちから、研究所の從事する事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第三十五条 研究所の職員は、理事長が任命する。

(職員の任命)

第三十六条 研究所に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、研究所の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に関する重要事項を調査審議する。

4 運営審議会は、委員十人以内で組織する。

5 委員は、研究所の業務に関し学識経験を有する者の中から、農林大臣の認可を受け、理事長が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 第二十九条第一項ただし書及び第二項並びに第三十一条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

(役員等の秘密保持義務)

第三十七条 研究所の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれららの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十八条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

(予算等の認可)

第四十二条 研究所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務の範囲)

第三十九条 研究所は、第十六条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

1 農業機械化の促進に資するたためにする農機具の改良に関する試験研究及び調査を行なうこと。

2 型式検査の実施等第二章の規定によりその業務に屬させられた事項を處理すること。

3 運営審議会は、前項の事項に関する意見を述べることができる。

4 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

5 研究所は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添えなければならない。

6 研究所は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添えなければならない。

7 第四十二条 研究所は、第四十二条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画を記載した書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(書類の送付)

第四十四条 研究所は、第四十二条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、銀行その他の農林大臣の指定する金融機関への預金

1 一銀行その他の農林大臣の指定する金融機関への預金

2 二国債その他の農林大臣の指定する有価証券の取得

3 三信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十五条 研究所は、農林省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供し

ようとするときは、農林省令で定めた損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

(事業年度)

第四十六条 研究所は、農林大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

(短期借入金)

第四十七条 研究所は、農林大臣の認可を受けて、短期借入金をするときには、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第四十七条 研究所は、次の方法によるとか、業務上の余裕金を運用してはならない。

5 (余裕金の運用)

6 第四十八条 研究所は、農林省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供し

ようとするときは、農林省令で定めた損失をうめ、なお残余がある

の上すみやかに御可決下さいますよう
お願い申し上げます。

○野原委員長 引き続き、農業機械化促進法の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を聽取いたします。

○齋藤振興局長 お提案いたしました農業機械化促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足説明をいたしたいと存じます。

御承知のように、農業機械化促進法は、昭和二十八年に制定されたものでございますが、その後農業機械化は非常にございまして、補足説明をいたしたいと存じます。

お提案いたしました農業機械化促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足説明をいたしたいと存じます。

お提案いたしました農業機械化促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足説明をいたしたいと存じます。

お提案いたしました農業機械化促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足説明をいたしたいと存じます。

お提案いたしました農業機械化促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足説明をいたしたいと存じます。

お提案いたしました農業機械化促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足説明をいたしたいと存じます。

お提案いたしました農業機械化促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足説明をいたしたいと存じます。

お提案いたしました農業機械化促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足説明をいたしたいと存じます。

お提案いたしました農業機械化促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足説明をいたしたいと存じます。

鑑定、検査を一そら高めて参ることとが
必要であると考るわけでございま
す。

農林省としても、各般の機械化に関
する施策を行なつておるわけでござ
います。

このよろな現況にかんがみまして、
農機具の開発、改良に關する試験研究
を飛躍的に拡充する、さらにまた、研究
検査を拡充して参ることの意味で、
農業機械化研究所の設立を計画いた
に、それに基づきまして、農業機械の
導入につきましては、引き続き各般の
施設を進め参ります。また、大型機
械ばかりでなしに、各般の農作業、た
とえば大麦、小麦、大豆、菜種等の作
業についても、機械化の作業につい
ての助成をいたしておるよろな次第でござ
ります。さらにまた、この上における
試験研究につきましては、試験場を
中心といたしましていろいろの研究を
中心といたしまして参つておるわけでござ
います。

第五条までに、法律の目的、定義、そ
れから機械化に關する國の義務、ある
いは融資、援助措置を規定いたしたも
のでござりますが、第一条の「目的」の
ところにおきましては、研究所の設立
に伴いまして、試験研究体制の整備と
いう点を明らかにいたした次第でござ
います。

第六条におきましては従来事項をあ
げて國の助成規定を書いておつたわけ
でござりますが、現在はこのよろな施
設ばかりでなしに、もつと施設自身が
拡充されて参つておりますので、それ
を包括的意味で、第五条では
まとめて國の援助を規定いたした次第
でござります。

第一章におきましては、第一条から
十四ページに現行法との対比がござ
りますので、この対比につきましてごら
ん願いながら御説明を申し上げたいと
存じます。

第一章におきましては、第一條から
第五条までに、法律の目的、定義、そ
れから機械化に關する國の義務、ある
いは融資、援助措置を規定いたしたも
のでござりますが、第一条の「目的」の
ところにおきましては、研究所の設立
に伴いまして、試験研究体制の整備と
いう点を明らかにいたした次第でござ
います。

それから第二条におきましては、從
来は、耕耘整地、肥培管理、それから
家畜家禽の飼養管理等が書いてござ
いましたが、最近の実態から見まして、
耕整地のみならず、播種などがある
いは収穫、調整加工といった一連の作
業につきまして、さらに規定を整備し
て参つたわけでござります。

それから第三条でございますが、先
ほど申し上げましたように、当初の段
階から最近の機械化の進展の状況、あ
るいはそれに対する施設は相当全面的
に拡充されて参りましたので、從来第
五条で試験研究の規定があり、それか
ら第三条で國の機械化を促進する義務

正を行なうべきではないか、こういう
ふうな御意見もございまして、今回提
案いたしました法案におきましては、旧
法におきましても、農業構造改善の重
要な事項として規定されております
ようにいたしておるわけでございま
す。

以下、簡単でございますが、条文に
即して御説明申し上げていただきたいと存
じます。お手元に農業機械化促進法の
一部を改正する法律案関係資料とい
うのをお配りいたしてございますが、入
門書を拡充して参ることの意味で、
農業機械化研究所の設立を計画いた
した次第でござりますが、そのほか
に、それに基づきまして、農業機械の
導入につきましては、引き続き各般の
施設を進め参ります。また、大型機
械ばかりでなしに、各般の農作業、た
とえば大麦、小麦、大豆、菜種等の作
業についても、機械化の作業につい
ての助成をいたしておるよろな次第でござ
ります。さらにまた、この上における
試験研究につきましては、試験場を
中心といたしましていろいろの研究を
中心といたしまして参つておるわけでござ
います。

それから第二条におきましては、從
来は、耕耘整地、肥培管理、それから
家畜家禽の飼養管理等が書いてござ
いましたが、最近の実態から見まして、
耕整地のみならず、播種などがある
いは収穫、調整加工といった一連の作
業につきまして、さらに規定を整備し
て参つたわけでござります。

おきましても、農業機械化促進法の改
善の施策等も考えまして、當委員会に

第三条にまとめて書いた次第でござ
ります。また機械化につきましては、旧
法におきましても、農業構造改善の重
要な事項として規定されております
ます。

第三条にまとめて書いた次第でござ
ります。

第四点の改正点といたしましては、従来八条の二項で検査の有効期間を、合格証を添付し得る期間を農林大臣が定めておったわけでございますが、この点も今回改正いたしまして、一般的には有効期間を設けない、しかしその後において検査基準が変わつたような場合には、検査を受けた者だけが検査合格証を添付するということにいたしておつたわけとして、合格証票を添付し得る期間を限界におきましては、従来のままつけておくことは非常に不適当であるというような場合にのみ期間を指定いたしまして、合格証票を添付し得る期間を限定することにいたしたわけでございます。

それから第五点としまして、これは手続関係でございますが、従来は依頼検査を受けた者だけが検査合格証を添付するということにいたしておつたわけですが、今回の改正において、企業の譲渡を受けた者や一般承継人にも効力が及ぶような改正の手続きをとった次第でござります。

次に第四章でございますが、第四章は、新しく規定いたした農業機械化研究所に関する事項でございまして、これは旧条文には全然ない規定でござります。研究所の目的としましては、先ほど提案理由にも申し上げましたように、農機具の改良に関する試験研究及び調査、農機具についての検査業務を行ない、その試験研究及び調査の成績の普及をはかることを目的として規定したものでござります。

十七条以下に組織並びに資本金、定款等が書いてございますが、そのうち第十七条にありますように、この機械化研究所は、法人格を持ちました特殊法人でございます。住所は、従来この農業機械に関する改良、開発の試験研

究は、鴻巣の農業試験場において行なつた研究が、この研究所ができるに伴いまして、これらの方々の機能があげてこの研究所の方に移るということにいたしているわけですが、この研究所ができるに伴いまして、この研究所につきましては、機械の利用、研究についての農業試験場で從来通り行なつたままです。しかしながら、検査室が試験場にあつたままであります。あるいは利用面との密接なる連絡をはかつていく意味におきまして、これは埼玉県の鴻巣の付近に研究所を設けるということにいたして、十九条にその旨を規定いたしたわけでござります。

止の規定、第二十二条は持ち分の譲り渡し等に關する規定でございまして、これはこの研究所の性格から見まして、持ち分には払い戻しをしないという從来の研究所の例によつて規定いたしましたわけでござります。持ち分の譲り渡しについても同様でございます。

それから第二節は組織のことと書いてございまして、役員等の規定が書いてござります。ただこの研究所の性格からいしまして、役員については營利を目的とする団体の役職との禁止の規定であるとか、あるいはこの役員については刑法上公務員とみなされるといふような規定を設けることにいたしております。そのほか、運営審議会であるとか、その規定を設けましたのは、従来この種の研究機関として設けたる例によつたのでござります。

第三節は業務、それから第四節は財務及び会計でございますが、いずれもこの種の研究機関の例によつた規定を設けた次第でござります。

最後に、この研究所につきましては、先ほど提案理由にもございましたが、大体十月一日を目途といたしまして設立をする考でございまして、八月一日から施行を予定いたしてある次第でございます。

なお、この研究所ができるに伴いまして附則の経過規定で従来の検査との関係はどうなるかといふことでございまが、その途中の経過につきましての規定を設けております。

それから最後に、研究所につきましては、この種の研究所の例にならいまして登録税、所得税、法人税、事業税、不動産取得税につきまして免税の

農業保険事業法案
農業災害補償法の一部を改正する法律案
農地法の一部を改正する法律案
農業協同組合法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○野原委員長 これらの方針政策案につきましては、前国会においてすでに相
案理由の説明は聴取済みでありますから、これを省略することとし、政府当面の
より補足説明をいたしたい旨の申し出
がありますので、これを聴取するとして
にいたしたいと存しますが、御異議な
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

す。となり、現在に至つた次第であります。
以下その内容を御説明申し上げま
す。

第一は、西一的強制加入方式の緩和
であります。

まず組合への加入につきましては現
行制度のもとでは一たん組合ができま
すと省令で定める一定規模、たとえば
水稻と陸稻または麦の耕作面積が一反
歩以上の農家はすべて一律に組合への

加入が強制されており、それ以下のものについては任意加入ということになっておりまます。今回の改正案では第十六条の規定を改正して、任意加入の幅を広げることといたしました。すなわち、当然加入と任意加入の限界となる農家の規模は、政令で定める範囲で

規定を設けることにいたしておりま

要な災害対策であり、年々多額の国費を投しておりますことは、今さら申し上げるまでもないことであります。しかし、最近における土地改良の進展、あるいはまた品種の改良、農薬の発達、耕種技術の進歩等に伴い、農作物災害の発生態様も著しく変化して参りまして、この制度に対し、農家を初め各方面からの批判が高まり、抜本改正を要望する声が強くなつて参りました。

そこで政府は、昭和三十五年四月以来約一年にわたり、各界の権威者や関係団体の代表者を父え慎重に検討を加えた結果、農作物共済を中心として改正案の成案を得ましたので昨年の第三十八回通常国会に法案を提出しましたが、審議未了となり、第三十九回臨時国会に全く同じ内容のものを再提出いたしましたところ、今国会に継続審議となり、現在に至つた次第であります。

以下その内容を御説明申し上げます。

第一は、画一的強制加入方式の緩和であります。

まず組合への加入につきましては現行制度のもとでは一たん組合ができますと省令で定める一定規模、たとえば水稻と陸稲または麥の耕作面積が一反歩以上の農家はすべて一律に組合への加入が強制されており、それ以下のものについては任意加入といふことになっております。今回の改正案では第十六条の規定を改正して、任意加入の幅を広げることいたしました。すなわち、当然加入と任意加入の限界となる農家の規模は、政令で定める範囲で

各都道府県内の地域の実情に応じて都道府県知事が定めることといたしました。政令では北海道は別として、水稻、陸稻または麦の別に一反歩ないし三反歩の範囲とする考え方であります。

次に農家と組合等との間の共済関係についても任意的要素を取り入れることといたしております。これに関する規定は第百四条、第百四条の二及び第百四条の五であります。すなわち現行制度のもとでは水稻、陸稻または麦のいずれかを耕作している農家または養蚕農家であれば、任意加入をしたものであっても、農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が当然に成立することとなつておりますものを、任意加入の組合員は申し込みにより共済関係を成立させることができることといたし、共済関係が当然に成立するものは第十六条の規定により当然に組合員となる農家だけといたしました。

なお、これに関連をいたしまして從来の共済関係の停止に関する制度はこれを整備し、存続せしめております。

すなわち農作物共済の共済関係は共済目的の一つの種類について第十六条の都道府県知事が定める基準に達しておれば、第百四条の五により組合員の申し出に達しないほかの共済目的の種類についても当然に成立することとなります。が、その基準以下の農作物については第百四条の五により組合員の申し出により年度ごとに水稻、陸稻及び麦等共済目的ごとに共済関係を停止させることができますことといたしているのであります。

て農作物共済、蚕繭共済及び家畜共済の全部を行なわなければならないこととなつておりますが、事業量の僅少な共済目的や、農家経済上さほど重要なない共済目的についてまで、なおこれで、従来きわめて例外的にしか認められなかつた共済事業の一部または全部の廃止につき、今回その範囲を拡大し、農作物共済と蚕繭共済につきましては、共済目的の種類すなわち水稲、陸稻もしくは麦または春蚕繭もしくは夏秋蚕繭別に、その規模が農林大臣の定める基準以下である等、共済事業を行なわないこととする理由がある場合には、総会の特別議決を経て、共済事業を行なわないことができるることいたしました。なお、このようにして共済事業を一部廃止いたしました場合でも、その後に再び総会の特別議決により事業を開始することはできることといたしております。

以上の改正によりまして、強制加入制度が相当緩和されることとなりますが、この際、第二十九条のような行政庁による組合の設立命令の規定は、農家の自主性を尊重する見地から好ましくないと考えましたので、削ることといたしました。共済関係の問題については、以上のはか、第一百四条の三及び第四百四条の四等若干の技術的な改正を行なっております。

現在の方程式は一筆単位収量建方式であります。が、災害を受けた農家の所得の補てんという見地から、これを原則として農家単位収量建方式に切りかえた位収量建引受方式の採用と補てん内容の充実であります。

わけであります。関係の条文は第百六
条及び第百九条であります。すなわ
ち、現行の一筆単位方式においては、
各耕地ごとに見て三割以上の減収があ
れば共済金の支払いを行なうことと
なっておりますものを、改正案では農家
単位方式でありますので、被害のあつ
た耕地ごとの減収を農家ごとにまとめて
てみて、その減収量の合計がその農家
全体の基準収量の二割をこえることと
なった場合に支払いを行なうこととし
た次第であります。

損失の補てん内容につきましては、
現行制度では、水稻を例にとります
と、全損の場合の共済金は、百五十キ
ログラム、一石当たり最高約五千円、
最低約千五百円であります。が、改正案
では最高約七千円、最低約三千円に引
き上げ、その充実をはかることとした
しました。

この農家単位収量建方式の採用は、
今回の改正の大きな柱となつております
が、直ちに全部の組合がこの方式に
移行することも無理な点もあるかと思
われますので、附則第十四条で例外を定
める組合等につきましては、なお三
年間は現行の一筆単位収量建方式によ
ることができることといたしておりま
す。この場合の共済金額は、おおむね
現行通りとする予定であります。

第三は、組合等の共済責任の範囲を
拡大し、その自主性を強化することと
し、これに伴い共済保険設計の改善を
はかったことがあります。

階制になつておらず、末端の組合等ではわずかに共済責任の一割を実質上分担しているにすぎないのであります。従つて農民の掛金もその相当の部分が連合会に納められることとなつております。しかしに共済責任の一割を実質上分担する不満も、組合等の運営が適切に行なわれがたいこと等も、その原因の大きな部分はここにあると考えられるのであります。一方、最近における農作物災害の発生態様の変化から見て、都道府県段階に危険のブール機能を持たせるよりも、市町村段階で設計の個別化を行ない、通常災害の全責任を持つこととする方が実態に即するとも考えられますので、農作物共済につきましては、従来連合会で持つておりました通常災害の責任の全部を組合等におかれますこととし、これを越える異常災害については事業団の保険に付することといたしましては、従来連合会で持つておられた二段階制を原則とするにいたしました。これによりまして、末端の組合等の事業の責任化が確立されることとなるのであります。従いまして、未端の組合等の事業の責任体制が確立されることとなるのであります。しかし、組合等だけでは通常災害責任を引き受けるのに心配がある場合もありますので、この場合においては第百二十三条に規定しておりますように、組合等は自己の通常責任の一部を

連合会の保険に付することができる」ととし、その付保する割合は連合会と組合等が協議して定めることとしたとしております。これに関連する条文として、第百七条の料率の規定、第一百二十九条の連合会の保険の規定及び第一百三十三条の政府の再保険の規定を改めた第三条の政令の規定を改めました。なお、この際第百九十二条を改正しまして、從来明確でなかつた基準収量、減収量及び植付不能等の場合の取り扱いについての技術的な規定を整備いたしております。

以上のよろに末端の組合等の任務を強化して参りまして、組合等が責任と自主性を持つことにより、この制度の適正、円滑な運営を期待しているわけであります。

第四は、農作物共済の料率の設定方法及び共済掛金の国庫負担方式の改善方

法农作物共済の料率につきましては第二百七十二条に規定されておりますが、さきにも申し上げました通り、現行制度が基礎としてます都道府県別の標準率が設定され、これを都道府県内の危険階級別に割り振って基準率を定め、これにおいてその過去二十年間の被害率を下らない範囲内で組合等がその区域または危険階級別の地域ごとの共済掛金率を定めることとなっております。このため、組合等にとりましては必ずしも被害の実態に合わない面があるのを考慮して、組合等とともに料率を設定する予定であります。また、組合等の過去十数年間の被害率を農家単位方式に換算して、組合等ごとに料率を設定する予定であります。そこで、今回は組合等の

区域内で被害の出方が異なる等のため
料率を細分する必要がある場合には、
あらかじめ事業団の承認を得た上で、
各地域ごとに掛金率を定めることとい
たしております。

共済掛金の国庫負担に関しましては、第十二条、第十三条に規定されております。まず国庫負担割合についてであ

正化を期すとともに、組合等に対する
の徴収度合いを勘案して行なうこととし、事業運営の適正化を期すこととした。
いたしました。

第五は、共済掛金の割引と水稻についての病害虫防除事業の推進であります。
最近では病害虫防除事業も著しく進
す。

接保険することとなるわけでありります。これらの関係の規定は第五章であります。そして、それぞれ規定の整備を行なつた次第であります。

和三十七年産のものから、麦につきましては昭和三十八年産のものから道田生することといたしておりますが、正制度実施のための準備期間等も考慮いたしました結果、これを一ヵ年延ば

以上が、農業灾害補償法改正案の説明でござります。

次に、農業保険事業團法案の内容について補足して御説明申し上げます。

第五は、共済掛金の割引と水稻についての病害虫防除事業の推進であります。

主要な改正点であります。そのほか農業共済団体の組織及び運営に関する条文を若干改正しております。すなわち組合の総代選挙に選挙区を設けることなどができるとしたこと、及び組合

することとし、近日中に所要の修正統続をとることといたしております。この修正により、施行は昭和三十八年一月から、水稻、陸稻及び蚕繭にかかるる改正規定の適用は昭和三十八年産のものから、麥にかかるる改正規定の適用

度の改正の一環として、新たに設立いたします農業保険事業団の組織、業務、財務、会計等について規定するものであります。事業団と農業共済組合等との間の保険関係及び事業団と農業共済組合連合会との間の再保険関係については、農業灾害補償法に規定さ

た。しかし、今回の改正で組合等に通常責任を保留させることとした結果、基準共済掛金率も組合等の被害率を基

虫害を事故からはずすこと問題でありますので、病害虫防除体制の備わった地域の組合等を指定して、特定の病害を事故からはずすことも問題であります。一方で、一般的の病害虫を共済事故からはずすことも考へられるわけですが、今直ちに全国的に病害虫を事故からはずすことも問題でありますので、病害虫防除体制の備わった地域の組合等を指定して、特定の病害虫を事故からはずすことは問題であります。

虫害以外の病害を其消事故から除外し、共済掛金のうち病害に対応する部分を減額することができる」といたしまして、第八十五条第四項、第八十六条第二項がこの規定であります。

法律の別表で定めることとしたのであります。この表では、最低を二分の一とし、超過累進の方針によつて国庫負担の割合を定めているのであります。

なら組合等に対しましては、第十四条の二の規定によりまして、國は減額した共済掛金のうち農家負担分に相当する額を防除費の一部として補助するところができることにいたしております。

第六は、事業團による保険事業及び再保険事業であります。

現在の農業共済並保険特別会計にかぎりまして、新たに農業保険事業団を設立することとしておりますので、これに伴い、蚕繭共済及び家畜共済につ

交付を行なうこととしたしました。この場合、事業団を国とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を準用して、その取り扱いの適

元来、農業災害補償制度は、保険取扱いの長期均衡を基本として設計をいたしましたが、一時的には、支払い資金に不足を生ずることもあります。そこで、この資金は、あとで申し述べますように、事業団の基金勘定においてこれを管理し、保険金または再保険金の支払い資金の不足に充てるための財源となります。

職員の責任を明確にし、違法支出を防止して、その適正化をはかることといつたしております。

委員が農林大臣の認可を受けて定める業務方法書に規定することとしたとしております。

の財務会計の細則についても農林省令でこれを規定することとしております。そしてこれらの会計經理は、会計

計に繰り戻すこととなつております。緑入金の残高につきましては、事業團が國への納付金として納付する義務を負うこととし、附則第十条にその旨を規定いたしております。なお事業團が承継した財産のうち、同特別会計の再保険支払基金勘定の残高を國の事業團に対する出資とすることについては、さきに御説明いたしました通りであります。

百三十六名をこれに振り向けることとし、業務の運営に遺憾なきを期する所存であります。

次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして補足説明を申上げます。

このたび提案いたしました農業協同組合法の改正案は、前々国会において成立いたしました農業基本法に基づき、農業による生産の力及び農業

地等についての権利の設定または移転の円滑化等、いわゆる農業構造の改善に資するための施策と、農業協同組合による生産者との連携を強めること

及び農業協同組合連合会の業務運営を整備するための措置をその主たる内容としております。

農民の共同の利益を増進するため農民によって組織された農事組合等の育成をはかる考えであります。これらの団体が農業経営及び共同利用施設の設

置等の事業を行なう場合に、法人格を取得する道を開くこととしたのであります。しかして、その場合において、

これら法人格を取得した農事組合を農事組合法人と称することいたしまし
た。

まして、事業団の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、公務員と同様の取り扱いを受けることといたしますとともに、役職員のうち理事長から事業団の予算執行の職務を行なう者として指名された者について、は、予算執行職員等の責任に関する法律を適用して、その予算執行につき、

とといたしました。この場合には、この受託業務に従事する連合会の役職員も、事業団の役職員と同じく、刑法その他の罰則の適用については、公務員と同様の取り扱いを受けるわけであります。

なお、これらの業務を行なうについての細則的事項につきましては、設立

し、各保険事業の收支との混同を避け
るため事務勘定を受け、別に經理する
ことといたしました。さらに、借り入り
を行なうときは農林大臣の認可を受
けること、役職員の給与支給基準につ
いても農林大臣の承認を受けること、
あるいは余裕金の運用についての制限
等の規定を設けますとともに、その他

の時点をもつて閉鎖し、同特別会計が有する権利義務は、一般会計に対しても承継することとした。ただし、昭和二十八年及び二十九年に同特別会計の農業勘定の歳入不足を補てんするため一般会計から繰り入れを受け、後に剰余金が生じた場合は一般会

た。 これら法人格を取得した農事組合を農團体が農業經營及び共同利用施設の設置等の事業を行なう場合に、法人格を取得する道を開くこととしたのであります。しかして、その場合において、それら法人格を取得した農事組合と称することいたしまして。

第一に、農事組合法人は、農業にかかる共同利用施設の設置、農作業の共同化に関する事業または農業の經營及びこれららの事業に付帯する事業が行なえることとしております。農業生産の協業化をはかる場合において、個別経営を解消して農業經營そのものを法人に移すいわゆる全面協業の形態ももちろん考えられるところであります。が、一般的には耕耘機の共同所有、共同防除施設の設置等の部分的な協業、いわゆる協業組織に対する要望が強いのでありますまして、すでにこのよくな事業を行なう小規模集団が数多く存在しております。これらのものが法人格を取得することが必要または便利な場合も予想されるのであります。右のような事情に即しまして、以上のよくなが行なえることとしたのであります。また農事組合法人は、出資制をとっても非出資制をとってもよいこととしておりますが、農業經營を行なう農事組合法人は、出資制のものに限定しておられます。なお、農業經營を行なう農事組合法人で農地法で定める条件に適合するものにつきましては、農業生産法人として農地等の取得につき、農地法上の特例を認めることとしております。

とができるものとしております。また准組合員制度を認めないこととしておりま
すが、これはその事業が農業の經營と農業にかかる共同利用施設の設置または農作業の共同化に關する事業に限られている点からしまして、農民以外の者を准組合員として認める必要がないからであります。

本法案の第二の改正事項は、農地等の信託の引き受けの事業であります。まず第一は、農業協同組合に、その事業として農地等の信託の引き受けの事業を新たに認めることとしておりますが、その場合、信託目的につきましては貸付の方法による運用または売渡しに制限することにより、農業協同組合に新たに信託の引き受けの事業を認めることとした本来の趣旨に即応することとしております。

第二に、その事業の性格上、信託事業を行なうことのできる農業協同組合を信用事業を行なうものに限定するとともに、信託の引き受けの事業を行なうとするときは、事業の実施方法及び信託契約に関する事項を信託規程に定め、行政府の承認を受けなければならぬものとしております。

第三に、信託財産の管理処分の制限であります。すが、信託を引き受けた農地等を農業協同組合が貸し付け、または充り渡す場合には、信託の本旨に従つて誠実に行なう義務を負うことは言うまでもありませんが、この信託の引き受けの事業は農業構造の改善のために行なわれるべきものでありますから、組合員等の農業経営の改善に資することとなるよう配意してしなければならないものとしております。

最後に、信託事業の実施に伴い種々制限規程を設けたり、関係規定を整備したりしておりますが、特にこの場合にも適用のあります信託法につきまして、所要の規定の適用を排除するための特例等をも設けることとしておりま

以上が、農地等の信託の引き受けの事務に関する規定の概要であります。

第三の改正事項は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の業務運営の整備に関するものであります。

その第一といたしましては、農業の経営を行なう農事組合法人及び農業経営のみを行なう他の法人に農業協同組合の正組合員たる資格を与えることによって、農業協同組合との緊密な連携のもとにその育成をはかることとしております。

また、農業の経営を行なわない農事組合法人等農民の共同の利益を増進することを目的とする団体が農業協同組合の一員となりますことが、その育成上適当であるとの趣旨のもとに、これらの団体につきましても、准組合員資格を明定することといたしております。

その第二といたしまして、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員または出資者となっている法人に准会員として農業協同組合連合会に加入する道を開くことといたしております。これは、農産加工、農用資材生産等の農業関連事業の部面におきまして、農業協同組合系統組織と他の資本、技術との連携のもとに、これらの事業の振興に資さんがための措置であります。

その第三といたしまして、員外利用制限の整備であります。医療事業のように公的性格の強い事業、農産加工事業のようない施設利用に時期的変動の激しい事業等政令で定める特定の事業につきましては、組合員の事業利用に支障のない範囲で政令で定める割合まで、現行の員外利用の制限を緩和する

ことによって、これらの事業の振興を
はかることとしております。
その第四といたしまして、剰余金配
当方法の整備であります。現在のよ
うに法律によつて一律に剰余金配当の
方法を規制することは、諸種の情勢か
ら不適当と考えられますので、配当に
ついての規定を改正し、法律上は、單
に利用分量配当及び出資配当以外の方
法による剰余金の配当を禁止するにと
どめ、具体的にどの方法によるかは経
営の実情に即し個々の定款にゆだねる
こととするとともに、出資配当の最高
限度につきましては、年八分以内にお
いて、経済事情の変動に応じ、一般の金
利水準をも参考して、政令で定めるこ
とをしております。

提案理由の説明につきましてもは、前国会にありました通り、今回の改正案提出の主たる内容は、農地等の権利取得の最高制限面積に関するもの、次に、農業生産法人に関するもの及び農業協同組合が行なう農地等の信託の引き受けの事業に関するものの三点のほか、右の改正に伴う関係法律の規定の整備等に關するものでござります。

の主体が自家労力ならば許可できる」ととなるわけでござります。
次に、改正の第二点は、農業生産法
人に関する改正でございます。これは
農業生産法人に農地等の権利取得を認
めるとともに、それに伴う規定の整備
を行なうことなどを内容とするものでござ
います。

農地等の権利取得の最高制限面積に関するものでござりますが、まず改正の第一点でござりますが、農地等の権利取得の最高制限面積に關する改正について御説明申し上げます。これは、第三条第二項第三号（農地法の農地保有制限に關する規定）及び第四号（採草放牧地の保有制限に關する規定）の改正であります。農地等の権利取得の最高面積の制限を越える場合を認めて参らうというものです。

現行制度では、農地等の取得は、取得後は耕作地と貸付地とを合わせた面積が、農地については内地平均三町歩、北海道十二町歩、探草放牧地については内地平均五町歩、北海道二十町歩になるよう各都道府県別に定められた制限面積を越えることとなる場合は、原則として許可できないこととし、例外的に政令（農地法施行令第一条第一項第一号）におきまして、自家労力で効率的に經營すると認められる場合には許可することができる」とともに、従来政令では自家労力による場合に限定しておりましたものを、

すなわち、第一に農地法の第二条第七項第一号(法人の事業の規定)第二号(法人の構成員の規定)及び第四号(常

時從事義務者たる構成員の議決権の規定)の要件は、農業に従事しない者が農業生産法人の經營を支給する危険等を未然に避ける趣旨から設けられたものでありますし、同項第三号(第三者に関する規定)の要件は、土地の面から、また同項第五号(法人の必要労働力に關する規定)の要件は労働力の面から、農業生産法人の經營は、雇用労働力に依存する資本的經營と申しますよりは、共同經營的色彩の濃い性格のものであるべきであるとする趣旨から、また同項第六号(法人の利益配当に関する規定)の要件は、耕作者の労働の成果の公正な享受を確保しようとする趣旨からそれぞれ設けられたものであります。

第二に、第三条第二項を改正しまして、農業生産法人が農地等の所有権、賃借権等の取得をする場合には許可できることとしております。これとともに、その他の法人につきましては、原則として農地等の権利の取得を認めないととしておりますが、試験研究、農事指導等に供される場合は政令(農地法の施行令)でこれを認めることとしたいと考えております。なお、現行法では創設地の貸付と小作地等の転貸を一般に禁止しておりますが、これは第三条の第二項第六号及び第七号に規定しておりますが、法人の事業に常に從事する構成員がその法人に貸し付ける場合には許可できるようになります。

時從事義務者たる構成員の議決権の規定)の要件は、農業に従事しない者が農業生産法人の經營を支給する危険等を未然に避ける趣旨から設けられたるものでありますし、同項第三号(第三者から法人が土地を借り受ける場合の制限の規定)の要件は、土地の面から、また同項第五号(法人の必要労働力に関する規定)の要件は労働力の面から、農業生産法人の經營は、雇用労働力に依存する資本家的經營と申しますよりは、共同経営的色彩の濃い性格のものであるべきであるとする趣旨から、また同項第六号(法人の利益配当に関する規定)の要件は、耕作者の労働の成果の公正な享受を確保しようとする趣旨からそれ設けられたものであります。

歩、北海道四町歩を越える小作地等や所有を制限しておりますが、今回第十二条(所有制限の例外規定)を改正いたしました。農業生産法人の事業に常時従事する構成員が所有し、その法人に貸している小作地等につきましては、在村地主の所有制限を課さないこととしたしました。なお、法人の事業に常時従事することを従事する構成員が常時従事することをやめた場合は構成員でなくなります。場合におきましても、期間の定めのある賃貸借等でなお残存期間のある小作地等につきましては、その期間の満了までには所有制限を課さないこととし、(第七条第三項の新設)、またその法による事業に常時従事する構成員が作出地をその法人に貸し付けた場合や、その法人の構成員で疾病による療養等の理由で一時不在村となつているもののがそのままの法人に貸し付けた場合は、在村抜きのとすることとしております。(第七条第三項の新設)。

第五に、農業生産法人がその要件を欠くに至りました場合の措置を第十五条の二(新設)に規定しておりますが、これがその要件を欠くに至りました場合は、三ヵ月以内にその要件を満たすための措置を講じさせることとしております。このようにしましてもなお要件を満たさない場合は、その法人の所有する農地等は他に譲渡させ、その法人の借りている農地等は返還させることとし、それでもなお法人に残留する農地等につきましては、買収の措置を講ずることとしております。(第九条、第十五条の二)なお、要件を欠くに至りました法人の賃借人としての地位は、特にこれを保護する必要はありませんので、このような場合の賃貸借の解約等は許可するよう第二十条第二項に第四号を設けております。

第六に、農業生産法人の事業に常時従事する構成員がその法人から脱退した場合や常時従事することをやめた場合でありますて、その所有する在村地主の所有限度を越えた貸付小作地等や創設農地等がその法人に貸し付けられたまま残つておりますときは、三ヵ月以内にこれをその法人に譲渡するか、またはその法人から返還を受けることとし、その期間を過ぎました後にお貸し付けられたまま残つております農地等は、農地法の一般原則に戻つて国が買取ることとして、第九条及び第十五条の二に所要の規定を設けております。このような脱退後、その者が主として自家労力により効率的に農業經營を行なう場合は、その法人に貸し付けられている農地等の貸貸借の解約等はこれを許可することとし、第二十条第二項(四号)に、法人が要件を欠くに至り

償に係る事業を分担してその適正

かつ能率的な実施に当たり、農業災害補償制度の円滑な運営と健全な発展に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 農業保険事業團(以下「事業團」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業團は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業團は、農林大臣の認可を受け、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業團の資本金は、附則第

九条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めると

きは、予算に定める金額の範囲内において、事業團に追加して出資することができる。

3 事業團は、前項の規定による政

府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五条 事業團は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならぬ事項は、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)
第六条 事業團でない者は、農業保險事業團という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業團に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第八条 事業團に、役員として、理

事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業團を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、理事長の定めることの

により、理事長を補佐して事業團の業務を掌理し、理事長に事故が

あるときはその職務を代理し、理

事長が欠けたときはその職務を行

なう。

3 監事は、事業團の業務を監査す

(役員の任命)

第十条 役員は、農林大臣が任命する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、四年とす

る。

2 役員は、再任されることができ

る。

(役員の解任)

第十三条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。

2 農林大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができない非行があると認めるときは、その役員を解任することができる。

3 その役員が前条の規定により役員となるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第十四条 役員(非常勤のものを除く。)は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 事業團と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業團を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、理事又は事業團の職員のうちから、事業團の從事する事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができます。

(代理人の選任)

第十七条 理事長は、理事長が任命する。

(職員の任命)

第十八条 事業團の職員は、理事長

(役員及び職員の地位)

第十九条 事業團の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十

五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に從事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第十九条 事業團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 農業災害補償法の定めるところにより、農業共済組合又は同法第八十五条の六第一項の共済事業によつてその組合員等(同法第十二条第一項の組合員等をいう。)に対して負う共済責任を

保険する事業を行なうこと。

二 農業災害補償法の定めるところにより、農業共済組合連合会が同法第百二十二条第一項に規定する保険事業によつてその組合員に対し負う保険責任を再

保険する事業を行なうこと。

三 前二号に掲げるもののほか、農業災害補償法その他の法律に

よりその業務に屬させられた事項を行なうこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(事業年度)

第二十二条 事業團の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(収入及び支出の予算等の認可)

第二十三条 事業團は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、當該事業

事業の開始前に農林大臣の認可を受けるなければならない。これを変更しようとするときも、同様とす

(業務方法書)

第二十条 事業團の業務方法書には、農林省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業團は、前項の規定により認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る収入及び支出の予算

2 事業團は、業務方法書を変更しよろとするときは、農林大臣の認可を受けて、その業務の一部を

可を受けなければならない。

(業務の委託)

第二十一条 事業團は、農林大臣の認可を受けて、その業務の一部を農業共済組合連合会に委託することができる。ただし、第十九条第一項第三号に規定する事業團の業務に属させられた事項については、この限りでない。

2 農業共済組合連合会は、農業災害補償法の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた農業共済組合連合会(以下「受託者」という。)の役員又は職員で、当該受託業務に從事する

ものは、刑法その他の罰則の適用を受けていた農業共済組合連合会(以下「受託者」という。)の役員又は職員で、当該受託業務に從事することができる。

2 事業團は、業務方法書を変更しよろとするときは、農林大臣の認可を受けて、その業務の一部を

可を受けなければならない。

(業務の委託)

第二十二条 事業團は、農業災害補償法第八十三条第一項第一号から第三号までに掲げる其

の遂行に支障のない範囲内で、農業災害補償法第八十三条第一項第一号から第三号までに規定する保険事業に與する援助並びに農業の災害補償に関する調査及び研究を行なうことができる。

2 事業團は、前項の規定により認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る収入及び支出の予算

を会計検査院に提出しなければならない。

(決算)

第二十四条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

第二十五条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後一月以内にこれを農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならぬ。

第二十六条 事業団は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、これを前条第一項の農林大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに農林大臣に提出しなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により送付を受けた報告書及び財務諸表を会計検査院の検査を経て、国会に報告しなければならない。

4 第一項に規定する報告書の記載事項は、農林省令で定める。(会計の区分)
第二十七条 事業団の会計については、次の各号の経理の区分によ

り、それぞれ各号に掲げる勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十九条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)及び農業災害補償法第十一条第一項の規定による負担金に係る經理

農作物勘定

二 第十九条第一項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち蚕糸共済についての再保險に關するもの及び農業災害補償法第十三条第一項の規定により交付される同法第十二条第三項の規定による負担金に係る經理

蚕糸共済勘定

三 第十九条第一項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち家畜共済についての再保險に關するもの及び農業災害補償法第十三条の三において準用する同法第十三条第一項の規定により交付される同法第十三条の二の規定による負担金に係る經理

家畜勘定

四 前各号の各勘定における保険金又は再保險金の支払資金の不足に充てるための財源たる資金に係る經理並びにこれらの各勘定に生ずる余裕金の管理及び運用に係る經理

五 事業団の業務に關する事務の取扱い(調査及び研究を含む。)に係る經理

2 事務勘定

事業団の資本金として出資された金額に係る經理は、基金勘定に

第一号から第三号までの各勘定における利益の処理

第二十八条 事業団は、前条第一項第一号から第三号までの各勘定における毎事業年度、その損益計算上利益を生じたときは、それぞれ

前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、損失てん補準備金と

して積み立てなければならない。

2 事業団は、基金勘定において、毎事業年度、その損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。

3 前項ただし書の規定により借り替えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(損失の処理)

第二十九条 事業団は、第二十七条第一項第一号から第三号までの各勘定において、毎事業年度、その損益計算上損失を生じたときは、その損失は、前条第一項の損失てん補準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により送付を受けた報告書及び財務諸表を会計検査院の検査を経て、国会に報告しなければならない。

4 第一項に規定する報告書の記載事項は、農林省令で定める。

可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない場合は、農林大臣の認可を受けてこれを借り替えることができる。

第三十条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関する必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

第三十一条 政府は、事業団に対して、長期又は短期の資金の貸付けをすることができる。

2 前項の規定による貸付金については、利子を徴せず、又は通常の条件により事業団に有利な条件を附することができる。

3 前項ただし書の規定により借り替えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(監督)

第三十二条 事業団は、農林大臣が

第一号から第三号までの各勘定において、毎事業年度、その損益計算上損失を生じたときは、その損失は、前条第一項の損失てん補準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

3 第二十九条 事業団は、次の場合に費用を負担する。

(余裕金の運用)

第三十三条 事業団は、次の場合に費用を負担する。

(報告及び検査)

第三十四条 事業団は、農林大臣が

第一号から第三号までの各勘定において、毎事業年度、その損益計算上損失を生じたときは、その損失は、前条第一項の損失てん補準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 事業団は、基金勘定において、毎事業年度、その損益計算上損失を生じたときは、前条第二項の規定による繕立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第二十九条 事業団は、農林大臣の指定するその他の金融機関への預金又は郵便貯金への預金を當む銀行又は信託会社への金銭信託(給与及び退職手当の支給の基準)

4 第二十九条 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更

しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

(会計検査)

第二十五条 事業団の会計については、会計検査院が検査する。

第二十六条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関する必要な事項は、農林省令で定める。

第三十七条 事業団は、農林大臣が

第一号から第三号までの各勘定において、毎事業年度、その損益計算上損失を生じたときは、その損失は、前条第一項の損失てん補準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、事業団若しくは受託者に對し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に對しては、當該受託業務の範囲内に限られる。

3 第二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す證明書を携帶し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雜則

(関係行政庁の協力)

第三十九条 事業団は、農林大臣又は都道府県知事に対して、事業團の業務に関し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

(解散)

第四十条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十一条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第一項、第二十六条第一項又は第三十六条の農林省令を定めようとするとき。

二 第二十条第二項、第二十三条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項又は第三十六条の農林省令を定めようとするとき。

三 第二十五条第一項又は第三十四条の承認をしようとするとき。

四 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

五 第三十七条第二項の規定によつたときは、一万円以下の過料に処する。

六 第三十三条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

七 第三十九条に規定する業務を行なつたとき。

八 第三十三条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

九 第七章 罰則

(罰則)

第四十二条 事業団又は受託者が、第三十八条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした

事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十三条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

五 第三十七条第二項の規定によつたときは、一万円以下の過料に処する。

六 第三十三条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

七 第三十九条に規定する業務を行なつたとき。

八 第三十三条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

九 第七章 罰則

(罰則)

第一条 この法律は、昭和三十七年二月一日から同月二十日までの範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第七条までの規定は公布の日から附則第八条の規定は事業団の成立の時から施行する。

二 計算の結果、附則第八条の規定は事業団の設立の時から施行する。

三 第二十五条第一項又は第三十四条の承認をしようとするとき。

四 第二十条第一項、第二十六条第一項又は第三十六条の農林省令を定めようとするとき。

五 第三十七条第二項の規定によつたときは、一万円以下の過料に処する。

六 第三十三条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

七 第三十九条に規定する業務を行なつたとき。

八 第三十三条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

九 第七章 罰則

(罰則)

第四十二条 事業団又は受託者が、第三十八条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした

理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員会を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

四 第四十二条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用する。

五 第四十二条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用する。

六 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする織入金に関する法律(昭和二十七年法律第五十号)

七 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする織入金に関する法律(昭和二十九年法律第三十三号)

八 年法律第二百六十二号)

九 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする織入金に関する法律(昭和二十九年法律第三十三号)

十 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする織入金に関する法律(昭和三十年法律第四十九号)

十一 農業共済再保険特別会計の昭和三十六年四月一日に始まる会計年度は、農業共済再保険特別会計法の廃止の時に終るものとする。

十二 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関する法律(昭和三十六年法律第百五十九号)

十三 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関する法律(昭和三十六年法律第百五十九号)

十四 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関する法律(昭和三十六年法律第百五十九号)

十五 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関する法律(昭和三十六年法律第百五十九号)

十六 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関する法律(昭和三十六年法律第百五十九号)

十七 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関する法律(昭和三十六年法律第百五十九号)

十八 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関する法律(昭和三十六年法律第百五十九号)

十九 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関する法律(昭和三十六年法律第百五十九号)

二十 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関する法律(昭和三十六年法律第百五十九号)

二十一 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関する法律(昭和三十六年法律第百五十九号)

二十二 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関する法律(昭和三十六年法律第百五十九号)

二十三 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関する法律(昭和三十六年法律第百五十九号)

二十四 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関する法律(昭和三十六年法律第百五十九号)

織入金に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十五号)

六 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする織入金に関する法律(昭和二十七年法律第五十号)

七 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする織入金に関する法律(昭和二十九年法律第三十三号)

八 年法律第二百六十二号)

九 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする織入金に関する法律(昭和二十九年法律第三十三号)

十 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする織入金に関する法律(昭和三十年法律第四十九号)

十一 農業共済再保険特別会計の昭和三十六年四月一日に始まる会計年度は、農業共済再保険特別会計法の廃止の時に終るものとする。

一二 その承継の際における農業共済再保険特別会計の再保險金支払基準勘定の昭和三十六年度の収納済入額から、同年度の支出済出額を差し引いて得た金額

一三 払基準勘定から農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

一四 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

一五 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

一六 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

一七 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

一八 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

一九 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

二〇 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

二一 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

二二 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

二三 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

二四 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

二五 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

二六 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

二七 農業共済再保険特別会計が農業勘定から受け入れた受入金の合計額から、その時までに再保險金支払基準勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

又は補助金に関する事務を含む)に關し國が有する権利及び義務(農業共済再保険特別会計が國の他の会計に対して有する権利及びこれに対して負う義務を含む)は、その廃止の時に於いて、事業団が承継する。

二 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

三 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

四 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

五 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

六 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

七 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

八 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

九 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

十 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

十一 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

十二 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

十三 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

十四 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

十五 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

十六 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

十七 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

十八 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

十九 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

二十 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

二十一 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

二十二 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

二十三 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

濟事故としない次項の組合等の組

合員等に係る当該共済目的の種類については、その金額から、その金額に第八十六条第二項の規定により事業団が定める割合を乗じて得

た金額を控除して得た金額)に相当する金額を負担する。

前項の農作物共済金團體販賣割合は、共済目的の種類ごとに、農業共済組合又は第八十五条の六

二、当該都道府県の第百八条第四項第一号の蚕繭通常共済掛金標準率の二分の一

三、当該都道府県の第百八条第四項第二号の蚕繭異常共済掛金標準率の二分の一

三、当該都道府県の第百八条第四項第三号の蚕繭超異常共済掛金標準率

該料収入に計上することができる。
第二項の規定による交付金については、事業団を国とみなし、当
該交付金を国が國以外の者に対して交付する負担金とみなして、補
助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第
百七十九号）の規定（同法第二十
三条の規定及びこれに係る罰則を除
き、その罰則以外の罰則を含

とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　養蚕の業務を営む者

第十六条第一項中「成立したとき」の下に「(合併によつて設立した場合を除く。)」を、「前条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「(以下第一号資格者といふ。)」を削り、同項ただし書を次のよつた改め る。

且つ、耕作の農務及び養蚕の業

項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない第一号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの人者となるに至つた者及び当該農業共済組合が第八十五条第二項後段又は第七項の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なつていない場合において、その行なつてない、、共済事業についての同号に規定

項の規定による負担金を合計した金額に相当する金額を事業団に交付する。

事業団は、前項の規定による交
替する

付金は相当する額を組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一

部に充てるため、政令の定めると
ころにより、当該組合等に交付し

事業団は、前項の規定により交
なけれはならない。

付すべき交付金のうち前条第一項の規定による負担金に係るものに

ついては、組合等に交付するのに代えて、当該組合等が事業團に支

払うべき保険料の全部又は一部に充てて事業団の農作物勘定の保険

料収入に計上することができる。
事業團は、第二項の規定により

交付すべき交付金のうち前条第三項の規定による負担金に係るもの

については、組合等に交付するの
に代えて、当該組合等がその属す

る農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該

農業共済組合連合会に交付し、又は
当該農業共済組合連合会が支払う

べき再保険料の全部若しくは一部
に統て事業団の蚕繭勘定の再保

第二項の規定による交付金については、事業團を國とみなし、當該交付金を國が國以外の者に対し交付する負担金とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（同法第二百七十九号）の規定及びこれに係る罰則を除き、その罰則以外の罰則を含む）を準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「農業保険事業團」と、「各省各府の長」とあるのは「農業保険事業團の理事長」と読み替えるものとする。

第十三条の三中「第十二条第二項、第三項及び第四項」に改める。

第十四条の次に次の二条を加え
る。

第十四条の二 国庫は、政令の定めるところにより、毎会計年度予算の範囲内において、第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣が指定した組合等に対して、当該組合等の行なう農作物共済の共済目的である水箱についての病害の防止に要する経費の一部を補助することができる。

第十四条の三 第十四条の規定による負担金及び前条の規定による補助金の交付に関する事務の一部は、政令の定めるところにより、事業團に委任することができる。

第十五条第一項第一号中「又は養蚕」を削り、同項中第三号を第四号

第三号とし、第一号を加える。
務を営む者
項中「成立したと併によつて設立したとを、「前条第一項第二項第二号は第二号」を加え、「規格者といふ。」を削
書を次のよろに改め
の業務及び養蚕の業作の業務を営む者に當む同項第一号の農業共済組合が第八十一条第一項第一号の農作物若しくは春蚕繭若しくは夏秋蚕繭ごとの當該農作物若しくは蚕繭の其目的の種類と作物若しくは蚕繭にかかるその共済目的の規模がいずれも前項を次のように改め
一に該当するとき
に掲げる者について
本文と同様とする。
業共済組合が第八十
一条又は第七項の規定
段又は第七項の規定
作物若しくは蚕繭に
む当該農作物ごと若
繭ごとの耕作若しくは
の耕作がいずれも前

項但書の規定により都道府県知事は定める基準に達しない第一号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれら二者となるに至つた者及び当該農業共済組合が第八十五条第二項後段又は第七項の規定により農作物共済又は蚕糸共済を行なつていな場合において、その行なつてない共済事業についての同号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者については、この限りでない。

第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定により、

その共済目的の種類としていない農作物若しくは蚕繭をその農作物

共済若しくは蚕繭共済においてそ

の共済目的の種類とすることとな

つたとき、又は前条第一項第一号

の農作物の全部若しくは一部若し

くは春蚕繭若しくは夏秋蚕繭の全

部若しくは一部をその共済目的の

種類として農作物共済若しくは蚕

繭共済を行なうこととなつたとき

は、組合員でない第一号加入資格

者又は第二号加入資格者で、当該

農作物共済又は蚕繭共済において

その共済目的の種類とされること

となつた同号の農作物又は春蚕繭

若しくは夏秋蚕繭につき耕作又は

養蚕の業務を営むもののうち、そ

の當該農作物ごと又は当該蚕

繭ごとの当該業務の規模のいすれ

かが第一項但書の規定により都道

府県知事が定める基準に達してい

るものについても、同項本文と同

様とする。

第十七条中「役員」の下に「(農業

共済組合の組合員にあつては、役員

及び総代)」を加える。

第十九条第一項第二号中「廃止」

を「全部の廃止」に改め、同条第二

項中「で第十六条第四項各号の一に

該当するもの」を削り、「消滅」の下

に「(第四十七条第一項の規定による場合を除く。)」を、「但し」の下に「省令の定めるところにより」を加え

る。

農業共済組合の組合員で、前項

但書の規定により共済關係の全部

の消滅があつても脱退をしないもの

のその他当該農業共済組合との同

に共済關係の存しないもの(省令

で定めるものを除く。)は、定款の

定めるところにより脱退すること

ができる。

第二十二条第一項中「その者が組

合等であるときは、その組合員等」を「農業共

業共済組合を設立する場合に

あつては法人を除き、出席した組合

員たる資格を有する法人の業務を執

行する役員を含むものとし、農業共

業共済組合連合会を設立する場合にあつ

ては出席した組合員たる資格を有す

る法人の業務を執行する役員又は出

席した組合員たる資格を有する市町

村の職員とする。」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「當

然加入資格者」を「第一号加入資格

者及び第二号加入資格者の總數」に

改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第三十条第一項第五号の二中「共

業事業」の下に「の種類及びその種

類別の共済目的の種類」を加え、同

項第八号中「選舉」の下に「又は選

任」を加え、同条第三項中「その旨」

の下に「、総代の選舉につき選舉区

を設けることとしたときは選舉区に

関する事項」を加える。

第三十一条第九項中「組合員が組

合等であるときは、その組合員等」

を「農業共済組合にあつては法人た

る組合員を除き、組合員たる法人の

業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては

組合員たる組合等の組合員等で法人

でないもの、組合員たる組合等の組

合員等である法人の業務を執行する

役員又は組合員たる市町村の職員と

する。」に、「同意者が組合等である

ときは、その組合員等」を「農業共

業組合にあつては法人たる同意者を

除き、同意者たる法人の業務を執行

する役員を含むものとし、農業共済

組合連合会にあつては同意者たる組

合等であるときは、その組合員等」を

を「農業共済組合を設立する場合に

あつては法人を除き、出席した組合

員たる資格を有する法人の業務を執

行する役員を含むものとし、農業共

業共済組合連合会を設立する場合にあつ

ては出席した組合員たる資格を有す

る法人の業務を執行する役員又は出

席した組合員たる資格を有する市町

村の職員とする。」に改める。

第二十九条を次のよう改める。

第二十九条 削除

第三十条第一項第五号の二中「共

業事業」の下に「の種類及びその種

類別の共済目的の種類」を加え、同

項第八号中「選舉」の下に「又は選

任」を加え、同条第三項中「その旨」

の下に「、総代の選舉につき選舉区

を設けることとしたときは選舉区に

関する事項」を加える。

第三十一条第九項中「組合員が組

合等であるときは、その組合員等」

を「農業共済組合にあつては法人た

る組合員を除き、組合員たる法人の

業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては

組合員たる組合等の組合員等で法人

でないもの、組合員たる組合等の組

合員等である法人の業務を執行する

役員又は組合員たる市町村の職員と

作又は養蚕の業務の總体としての規

模が主務大臣の定める基準に達

しないこととその他当該種類を共済

目的の種類としないことについて

政令で定める相当の事由があると

きは、前条第一項の規定にかかるわ

らず、その農作物共済又は蚕繭共

済において、当該種類を共済目的

の種類としないことができる。この

場合において、その農作物共済又

は蚕繭共済において同項第一号の

農作物の全部又は同項第二号の蚕

繭の全部を共済目的の種類としな

いこととなるときは、前項の規定

にかかるわらず、当該農業共済組合

は、農作物共済又は蚕繭共済を行

なわないものとする。

前項前段若しくは第七項の規定

によりその農作物共済若しくは蚕

繭共済において前条第一項第一号

の農作物の一部を共済目的の種類

としない農業共済組合又は前項後

段若しくは第七項の規定により農

作物共済若しくは蚕繭共済を行な

わない農業共済組合は、必要があ

るときは、その共済目的の種類と

してない農作物又は蚕繭をその

農作物の一部若しくは蚕繭共済において

その共済目的の種類とすることが

できない農業共済又は蚕繭をその

作又は養蚕の業務の總体としての規

模が主務大臣が都道府県知事及び事業

團の意見を聞いて指定する農業共

済事故のうち病虫害(政令で定

め、同条第八項の次に次の二項を加

える。

農業共済組合は、前項の申請を

するには、あらかじめ総会の議決

を経なければならない。

農業共済組合が合併した場合に

おいて、その合併前の農業共済組合

合(以下本条において合併組合と

いふ。)の全部又は一部が第三項に

規定する農業共済組合であつたと

きは、当該合併後存続する農業共

済組合又は当該合併によつて設立

した農業共済組合のその合併當時

における農作物共済及び蚕繭共済

について、次の各号の区分によ

り当該各号に掲げるところによ

る。

一 当該合併の際、合併組合のす

べてにつき共通して農作物共済

又は蚕繭共済が行なわれていな

いときは、第一項の規定にかかるわ

らず、その共通して行なわれ

てない農業共済と同種の共済

事業は、行なわない。

二 当該合併の際、合併組合のす

べてが行なう農作物共済又は蚕

繭共済において、共通してその

共済目的の種類とされていない

前条第一項第一号の農作物又は

同項第二号の蚕繭があるとき
は、同項の規定にかかわらず、
その共通して共管目内の種類と

三　当該合併の際、合併組合の一
部につき（当該一部の組合が二
は、農作物共済又は蚕繭共済に
おいてその共済目的の種類とし
ない。

時において、同項の規定による指定期を受けたものとする。

(その一部が第四項の規定による
指定を受けている農業共済組合で
ある場合に限る。)において、当該
合併後存続する農業共済組合又は
当該合併によつて設立する農業共

項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第八十五条の三の二 市町村の共済事業の実施に関する条例には、第三十条第一項第五号の二乃至第七号及び第八号の二乃至第十号に掲げる事項、共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規定しなければならない。

第八十五条の四第一項中「前条第

該農業共済組合の組合員」とあるのはは「当該市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者」と、「前条第一項」とあるのはは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、「前項」とあるのはは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第三項中「前項前段若しくは第七項」とあるのはは「第八十五条の七において準用する前項八十五條の七において準用する前項」である。

中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第四項」とあるのは「同条において準用する第四項」と読み替えるに改める。第八十五条の八に次の四項を加え
る。

濟又は蚕繭共濟が行なわれていない場合に、その他の合併組合の行なうその行なわれていない共濟事業と同種の共濟事業において（当該その他の組合が二個以上の組合であるときは、当該最初に始まる第百十条第一号に掲げる期間から病虫害を共濟事故としないこととしようとするときには、その合併しようとする農業共濟組合が、共同して、主務大臣に対し当該合併後存続する農業共濟

四、前各号に掲げる場合を除き、
農作物又は蚕繭共済においてその共済
目的の種類としない。
農作物又は蚕繭があるときは、
同項の規定にかかわらず、その
共済目的の種類とされていない
農作物又は蚕繭は、農作物共済
組合又は当該合併によつて設立す
る農業共済組合について同項の規
定による指定をすべき旨の申請を
することができる。この場合に
は、その合併しようとする農業共
済組合は、あらかじめ総会の議決
を経なければならない。
第六項及び前項後段の総会の議
決には、第四十三条第二項の規定
を準用する。

前条第一項第一号の農作物のすべてを共済目的の種類とする農作物共済及び同項第二号の蚕繭のすべてを共済目的の種類とするこの法律に規定するもののほか、第三項に規定する農業共済組合が合併する場合の手続及び当該農業共済組合又は第四項の規定

る蚕繭共済を行なう。
農業共済組合が合併した場合に
おいて、合併組合の全部が当該合
併した場合の合併組合について
の農作物共済又は蚕繭共済の共済

併の際第四項の規定による指定を受けていた農業共済組合であるときは、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合は、当該合併の関係に係る経過措置に關し必要な事項は、命令で定める。

頂を削り、同条の次に次の二条を加える。

第八十五条の三の二 市町村の共済事業の実施に関する条例には、第三十条第一項第五号の二乃至第七号及び第八号の二乃至第十号に掲げる事項、共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規定しなければならない。

第八十五条の四第一項中「前条第四項」を「第八十五条の三第三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「家畜共済関係」を「当該共済関係」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第八十五条の三第三項」に、「家畜共済関係及び任意共済関係」を「家畜共済又は任意共済の共済関係」に改め、同条第五項中「前条第四項」を「政府」を「事業団」に改め、同条第四項中「政府」を「事業団」に改める。

第八十五条の五中「前二条」を「この法律」に改める。

第八十五条の六第四項中「第八十九項及び第十一項」に、「とあるの五条の三第五項及び第六項」を「第八十五条の三第四項及び第五項」に改める。

第八十五条の七中「第八十五条第一項」を「第八十五条第一項乃至第九項及び第十一項」に、「とあるの五条の三第五項及び第六項」を「第八十五条の三第四項及び第五項」に改める。

済目的の種類としないものとす

二、二個以上の農業共済組合からの申出により共済事業を行なう場合における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済について、は、第八十五条第七項の規定を準用するものとする。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際とあるのは、「当該市町村の共済事業の実施に係る第八十五条第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際」と、「合併組合」とあるのは、「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合」と、同項第一号中「第一項」とあるのは、「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号及び第三号中「同項」とあるのは、「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

共済事業を行なう市町村が、前年の実施区域のほか、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けた新たな実施区域につき其済事業を開始する場合の、その開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、第八十五条第七項の規定を準用する。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際とあるのは、「当該合併の際とあるのは、「当該市町村のその新たな実施区域に係る第八十五条の三第三項の公示を含む。」がある。

「つた際」と、「合併組合」とあるのは、「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合(当該市町村を含む。)」と、同項第一号中「第一項」とあるのは、「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号中「同項」とあるのは、「第八十五条の七において準用する同項」と、同項第三号中「組合が二個以上の組合」とあるのは、「組合(当該市町村を含む。)が二個以上の組合(当該市町村を含む。)と、同項」とあるのは、「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

開始するときは、当該市町村は、
その開始の時において、その実施
区域の全部につき前条において準
用する第八十五条第四項の規定に
よる指定を受けたものとする。
第八十五条の九第一項中「当該共
済事業を廃止しよろとするとときは、」
を削り、「受けなければならぬ。」
を「受けて当該共済事業の全部を廃
止することができる。」に改め、同条
第四項中「共済事業」を「共済事業
の全部」に改める。
第八十五条の十の次に次の二条を
加える。
第八十五条の十一 この法律に規定
するもののほか、共済事業を行な
う市町村につき廃置分合があつ
た場合における当該廃置分合に係
る市町村の行なつていた当該共済
事業についての経過措置並びに当
該廃置分合後の市町村の当該廃置
分合に係る地域についての当該共
済事業の開始当時におけるその事
業の種類及び共済目的の種類をそ
他当該共済事業の開始に関し必要
な事項は、命令で定める。
第八十五条の十二 農業共済組合
は、その行なら共済事業に係る事
務のうち、共済金の徴収（第八
十七条の二の規定による督促及び
滞納処分を除く。）に係るもの、損
害防止のため必要な施設に係るも
のその他省令で定めるものを農業
協同組合に委託することができ
る。
農業協同組合は、農業協同組合
法（昭和二十二年法律第二百三十二
号）第十条の規定にかかわらず、
前項の規定による委託を受けて同

項に規定する事務を行なうことができる。
第八十六条に次の二項を加える。
第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない組合等においては、水稻に係る其済掛金は、病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める割合だけ減額して定めるものとする。
第八十七条の二第一項中「第七項」を「以下本条」に改め、同条第二項中「これを」を「滞納に係る其済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金を」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。
農業共済組合は、定款の定めるところにより、其済掛金等を滞納する者から、滞納に係る其済掛金等の額百円につき一日三錢の割合をこえない範囲内において定款で定める割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。
第八十八条中「其済掛金及び」を「其済掛金若しくは」に、「賦課金を徴収し、又は共済掛金の返還若しくは」を「賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、其済掛金の返還又はに、「一年間」を「三年間」に改める。
第九十一条中「額は、当該組合等が農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額」と「金額は、農作物共済にあつては当該組合等が事業団

該組合等が農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の金額(当該組合等が農業共済組合連合会から支払を受けるときは、その保険金の支払を受けたときは、その保険金の金額と事業団から支払を受けた保険金の金額との合計金額)、蚕繭共済、家畜共済及び任意共済にあつては当該組合等が農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の金額」に改める。

第九十八条の二中「共済金」の下に「(任意共済に係るもの)を除く。」を加え、「準則」を基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める準則」に改める。

第一百四条第一項中「第一号資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に改め、「命令で定める場合を除いて、」を削り、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、第十六条第二項但書に規定する者については、この限りでない。

第一百四条第二項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「当然加入資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に、「前項本文」を「前項」に改め、「命令で定める場合を除いて、」及び「以下農作物共済資格者」という。又はその実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者(命令の定めるところにより共済事業の実施に関する条

例で定める者を除く。」で第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下「蚕繭共済資格者」という。）と当該公示に係るに、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、当該市町村が第八十五条

の七において準用する第八十五条

第一項前段若しくは第七項、第八

十五条の八第二項第二号若しくは

第三項において準用する第八十五

条第七項又は第八十五条の八第二

項第一号の規定によりその農作物

共済又は蚕繭共済において第八十

四条第一項第一号の農作物の一部

又は同項第二号の蚕繭の一部をそ

の共済目的の種類としない場合に

おいて、その現に行なつてある農

作物共済又は蚕繭共済の共済目的

の種類とされている農作物又は蚕

繭についてその當む当該農作物ご

と又は当該蚕繭ごとの耕作又は

蚕桑の業務の規模がいずれも第十

六条第一項但書の規定により都道

府県知事が定める基準に達しない

者及び当該市町村が第八十五条の

第七項において準用する第八十五条

の八第二項第二号若しくは第七項

後段若しくは第七項、第八十

五条の八第二項第二号若しくは第

三項において準用する第八十五条

第七項又は第八十五条の八第二項

において、その行なつてない共

済事業についての農作物共済資格

者又は蚕繭共済資格者について

は、この限りでない。

第一百四条第四項中「第八十五条の

二第四項若しくは第六項」を「第八

十五条の三第三項若しくは第五項に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「農作物共済等資格者（前項但書に規定する者を除く。）」を農作物共済資格者は又は蚕繭共済資格者「に、同項本文」を「前項本文」に改め、同項に次のたゞし書を加える。

但し、同項但書に規定する者となるに至つた者については、この限りでない。

第百四条第二項の次に次の二項を加える。

農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない者には、当該農業共済組合の組合員で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とさることとなつた同項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営み、その営む当該農業共済組合が現に行なつてあることとならない。

八十四条第一項第二号の農作物又は同項第二号の蚕繭で特定の年産に係るものにつき、当該共済に付されることとすれば、共済事故の発生見通されること相当の確実さをもつて本質にてらし著しく平衡を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき当該共済関係を成立させないことを相当とする省令で定める事由がある場合において、組合等が当該事業の存する旨の都道府県知事の認定を受けて指定をしたときは、当該指定に係る農作物又は蚕繭については、当該共済関係は、存しないものとする。

て第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としたい組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者若しくは農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類としない組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者若しくは農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその償む當該農作物又は蚕繭と又は当該蚕繭との耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第十五条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないものについても、また同様とする。

条の七並びに第八十五条の八第一項第二号及び第三項において準用する場合を含む。又は第八十五条の八第一項第一号の規定により、農作物共済又は蚕繭共済において、第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部を共済目的の種類としない場合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が、当該農業共済組合の組合員たる第五条第一項第一号若しくは第二項に掲げる者又は当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する者（第一項第一号若しくは第二号に掲げる者（第一百四条第五項の条例で定める者を除く。）たる地位を失わずに、その他の共済目的の種類たる農作物又は蚕繭のいすれについても耕作又は養蚕の業務を営む者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。改める。

款等で定める金額とする。」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

蚕繭共済の共済金額は、共済日付の種類ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、組合員等が省令の定めるところによりり葉の生産事情等を勘案して定める所掃立てに係る蚕種の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

第百八条を削り、第一百七条第一項中「農作物共済及び」及び「農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行つて市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいふ。」を削り、「基準共済掛金率」を「蚕繭基準共済掛金率」に改め、同条第二項中「基準共済掛金率は、」を「前項の蚕繭基準共済掛金率は、省令の定めるところにより、」に改め、「合計額」の下に「の見込額」を加え、「共済掛金標準率」を「蚕繭共済掛金標準率」に、「主務大臣が」を「事業団が主務大臣の認可を受け」に改め、「通常標準率」に、「のうち、主務大臣がを」のうち、その被害率につき主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「通常標準被害率」と「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「基礎として主務大臣が」を「基礎として主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「通常共済掛金標準率」を「蚕繭通常共済掛金標準率」に、「超え主務大臣がを」を「超えその被害率につき主務大臣が」を「基礎として主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「通常共済掛金標準率」を「蚕繭通常共済掛金標準率」に、「超え主務大

合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき再保険関係が存するものとする。

第一百三十五条中「政府」を「事業團」に改め、同条第一号中「農作物

物異常共済掛金基準率から、その率に病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める基準に基づき事業団が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

事業団の蚕繭共済に係る再保險料は、蚕繭共済の共済目的の種類たる蚕繭ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額に、蚕繭異常共済掛金標準率と蚕繭紹異常共済掛金標準率とを合計した額を乗じて得た金額に相当する金額とする。

「得た金額」に改め、同条第二号中の「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に、「主務大臣の」を「事業團が」に、「主務大臣の認可を受けて」に改め、同条に第一項として次の二項を加え

事業団の保険金額は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び組合等ごとに、その総共済

金額から通常責任共済金額を差し引いて得た金額とする。

第百三十六条 事業團の農作物共済
ニ係る保険料は、農作物共済の共

金額を差し引いて得た金額」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。

事業團の支払うべき保険金は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び組合等ごとに、その総支払共済金の金額から、当該農作物に係る通常責任共済金額を差し引いて得た金額とする。

連滞なく、これを公告しなければならない。

第百四十条中「政府」を「事業団」と改め、「命令の定めるところにより、」を削り、「再保険金」を「保険金又は再保険金」に、「農業共済組合連合会」を「組合等又は農業共済組合連合会」に、「定期」を「定期等」に、「保険金」を「農作物共済の共済金又は蚕糸共済若しくは家畜共済に係る保険事業の保険金」に、「再

あるのは「事業団が」と「に改め
る。

第二百四十三条の二中「都道府県農業共済保険審査会」を「都道府県農業災害補償審査会」に改め、同条第三項中二項中「第二十九条第一項及び」を削る。

第二百四十四条中「農業共済再保険審査会」を「中央農業災害補償審査会」と「前条第二項各号」に改める。

「第一百五十条の二第二項中「又は当該組合等」を「当該組合等」に、「交付し得ること」とする。」を「交付することができる。」と改め、同条第三項を「又は当該農業共済組合連合会が事業団に支払うべき再保険料の一部に在するため事業団にこれを交付することができる。」と改め、同条第三項を削る。

「保険料」を「保険料又は再保険料」とし、「又は前条」を「若しくは第百三十九条」に改め、同条に次の二号を加える。

第六章中第百四十五条の二を第百四十五条条中「都道府県農業共済保險審査会及び農業共済再保險審査会」を「都道府県農業災害補償審査会」に改める。

五、組合等又は農業共済組合等の会が第百四十二条において準田する第九十五条の規定による告示に従つなかつことを。

に改める。
第六章中第一百四十五条の二を第一百四十五条の三とし、第一百四十五条の二を第一百四十五条の二とし、次に次の一項を加える。
第一百四十五条の二　主務大臣は、第八十六条第二項、第九十八条の二

第百四十二条第一項中「農業共済組合連合会が再保険」を「組合等又は農業共済組合連合会が保険又は再

第一百四十五条の二 八十六条第二項、第九十八条の二
主務大臣は、第一項の規定による場合を含む。) 第百七条第二項第一号若しくは第二号、第一百八条第一項若しくは第二項第一号乃至至

「農業共済再保險審査会」を「中央農業災害補償審査会」に改める。

一號若しくは第二號、第一百八零號第二項若しくは第四項第一號乃至至三號、第一百九條第四項、第一百五十五項、第一項第二號、第三項若しくは第五項、第一百六條第一項第一號並しきは第二項又は第一百三十五條第

「事業」を「事業の保険事業及び再生事業」に、「第八十七条の二第二項及び二」を「第八十七条の二第二項、第六項及び第七項」に改め、

五項、第一百六十六条第一項第一号基準
しくは第二項又は第一百三十五条第一項第一号の認可をしたときは、
二項第一号の認可をしたときと同様に、
満なく、その旨及び当該認可に係る事項を告示しなければならない。
第一百四十七条第三号中の「の目的で、
、事務」と「、法律の規定によるもの

事項を表示しなければならない。
第百四十七条第三号中「の目的で
ない事業」を「が法律の規定によ
り認められた事業」に改め、同条第
三十二条において準用する場合を今
後は「この法律によるもの」と表
示する。

は、「再保険料の納入の督促」と「第八十七条の二第七項中「定款の」とあるのは「省令の」と、「定款で」とあるのは「事業用」が「と」「この改め

業」は改め、同条第十一項中「(第二)」を「三十二条において準用する場合を除む。」と「又は第二百二十六条の二」と改める。

第一百四十三条の二中「都道府県農業共済保険審査会」を「都道府県農業灾害賠償審査会」に改め、同条第三項

〔百五十九条の二第二項中「又は当該組合等」を「当該組合等」に、「交付し付することができる。」を「交付する」とするため事業団にこれを交付する。〕

二項中「第二十九条第一項及び」を削る。

團に支払うべき再保險料の一部に在るため事業團にこれを交付する事ができる。」に改め、同条第三項を削る。

会に、「前条各号」を「前条第二項各号」に改める。

附則の次に別表として次のように加える。

別表

附錄

第一条 この法律は、昭和三十七年二月一日から同月二十日までの範囲内において政令で定める日から

「金は」とあるのは「負担金は、政令の定めるところにより農業保険事業団に交付するものとし、農業保険事業団は」と、「当該組合等にこれを交付する。」とあるのは「政令の定めるところにより当該

(家畜共済に係る新法の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にそ
の所有者又は管理者と組合等(新
法第十二条第二項の組合等をい
う。以下同じ。)との間に家畜共済の共

（新法第百三十二条において準用する場合を含む。）第百六条から第百九条まで、第一百一十六条の二、第一百二十七条第一項、第一百三十四条第一項及び第二項、第一百三十五条から第百三十八条まで並びに第百四十条の規定は、水稻、陸稻及び蚕糸（以下「水稻等」といふ。）については昭和三十七年産のものから、麦については昭和三十九年産等及び昭和三十七年以前の年産の麦については、なお改正前の農業災害補償法（以下「旧法」とい

第九十八条の二（旧法第二百三十二条において準用する場合を含む。）、第一百六条、第一百七条、第一百九条、第一百二十一条第一項、第一百三十二条において準用する第九十一条、第一百三十四条から第一百三十八条まで及び第一百四十条の規定の例によるものとする。

2 前項の規定により旧法の規定の例によるものとされる場合において、旧法第十三条第一項中「負担

第三条 新法第九十一条、第一百二十二条から第一百二十五条まで、第二百三十三条、第二百三十九条及び第二百四十二条第一項の規定によるものと

2 前項の規定により旧法の規定の
例によるものとされる場合において、
て、旧法第二百三十三条及び第二百四
十一条第一項中「政府」とあり、
旧法第二百三十九条中「主務大臣」
とあるのは、いずれも「農業保険
事業団」とする。

第三条 新法第九十二条、第一百三十三条、第一項の規定は、水稲及び陸稲について昭和三十七年産のものから、麥については昭和三十八年産のものから適用するものとし、昭和三十六年以前の年産の水稲及び陸稲並びに昭和三十七年以前の年産の麦については、なお旧法第九十二条、第一百二十二条から百二十五条まで、第一百三十九条及び第一百四十二条第一項の規定は、水稲及び陸稲については昭和三十七年産のものから適用するものとし、昭和三十六年以前の年産の水稲及び陸稲並びに昭和三十七年以前の年産の麦については、なお旧法第九十二条、第一百二十二条から

ら第二百二十五条まで、第一百三十九条、第一百三十九条及び第二百四十一
条、第二百三十九条及び第二百四十一
条第一項の規定の例によるものと
する。

旧法第百三十九条中「主務大臣」とあるのは、いずれも「農業保険事業団」とする。

第百二十七条第一項 第百二十九条
十五条第二項、第一百三十八条第三項及び第三項並びに第一百四十条の規定は、適用せず、旧法第九十八条の二（旧法第一百三十二条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条第一項、第三項及び第五項、第一百六十六条、第一百二十七条第一項、第一百三十五条、第一百三十八条规定の例によるものとする。

2 前項の規定により旧法の規定の例によるものとされる場合において、旧法第百三十五条及び第百四十二条中「政府」とあり、旧法第百三十八条中「主務大臣」とあるのは、いすれも「農業保険事業団」とする。

(農業共済組合連合会の事業に関する経過措置)

第五条 農業共済組合連合会の新法
第一百二十二条第二項第一号の事業
は、麥以外の農作物については昭

て得た数量をいうものとし、次条

第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかつたこと又は発芽しなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。

以下本条において同じ。が当該耕地の」と、「平年における収穫量」とあるのは「基準収穫量」と、同条第一号中「平年における収穫量の百分の七十からその年ににおける当該耕地の収穫量」とあるのは「減収量から基準収穫量の百分の三十」とする。

3 指定組合等が昭和三十九年から昭和三十九年までの年産の水稻及び陸稻並びに昭和三十八年から昭和四十年までの年産の麦についての新法第五条まで並びに第百三十五条まで並びに第百三十五条までの規定の適用についての定める方法により調整した率」とする。ただし、新法第十二条第二項中「各年の被害率」とあるのは「各年の被害率を基礎とし、これを省令の定める方法により調整した率」とする。新法第十二条第二項中「第百七条第一項の農作物基準共済掛金率」とある場合の農作物基準共済掛金率についてはこの限りでない。

（耕地単位制度を適用する組合等の指定の手続）

第十五条 前条第一項の規定による

指定は、組合等の申請に基づいてするものとする。

2 組合等は、前項の申請をするには、あらかじめ、農業共済組合にあつては総会の議決、共済事業を行なう市町村にあつては議会の議決を経なければならない。

3 前項の総会の議決には、新法第四十三条第二項の規定を準用する。

4 第一項の申請は、この法律の施行の日から起算して六十日を経過する日までにするものとする。
(指定組合等に関する経過措置)

第十六条 指定組合等については、新法第八十五条第四項(新法第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定による指定は、しないものとする。

第十七条 農業共済組合が合併した場合において、その合併に係る農業共済組合の全部が指定組合等たる農業共済組合であるときは、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合は、当該合併の時において、附則第十四条第一項の規定による指定を受けたものとする。

第十八条 市町村が、指定組合等たる一個の農業共済組合又はその全部が指定組合等である二個以上の農業共済組合からなる新法第八十五条の三第一項の認可を受けたものとする。ただし、新法第十二条第二項中「第百七条第一項の農作物基準共済掛金率」とある場合の農作物基準共済掛金率についてはこの限りでない。

（耕地単位制度を適用する組合等の指定の手続）

第十五条 前条第一項の規定による

の開始の時において、附則第十四条第一項の規定による指定を受けたものとする。

2 指定組合等たる市町村が、従前あつては総会の議決、共済事業を行なう市町村にあつては議会の議決を経なければならない。

3 前項の総会の議決には、新法第四十三条第二項の規定を準用する。

4 第一項の申請は、この法律の施行の日から起算して六十日を経過する日までにするものとする。

(指定組合等に関する経過措置)

第十六条 指定組合等については、新法第八十五条第四項(新法第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定による指定は、しないものとする。

第十七条 農業共済組合が合併した場合において、その合併に係る農業共済組合の全部が指定組合等たる農業共済組合であるときは、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合は、当該合併の時において、附則第十四条第一項の規定による指定を受けたものとする。

第十八条 市町村が、指定組合等たる一個の農業共済組合又はその全部が指定組合等である二個以上の農業共済組合からなる新法第八十五条の三第一項の認可を受けたものとする。ただし、新法第十二条第二項中「第百七条第一項の農作物基準共済掛金率」とある場合の農作物基準共済掛金率についてはこの限りでない。

（耕地単位制度を適用する組合等の指定の手続）

第十五条 前条第一項の規定による

二十一 農業共済組合の行なう共済事業、農業共済組合連合会の行なう保険事業並びに農業保険事業団の行なう保険事業及び再保険事業に関する

成し、及び監督すること。

第三十四条第一項の表中「農業共済基金審査会」を「中央農業災害補償審査会」に、「政府の行なう再保険」を「農業保険事業団の行なう保険及び再保険」に改めること。

最近における農業災害の発生の状況及び農業經營の変化に対応して、農家単位収穫量建て制の採用、てん補内容の充実、共済掛金率の設定方法及び国庫負担の方式の改善、農業共済組合等の負う共済責任の範囲及び共済関係の任意成立の範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、農作物共済における異常災害に対応する共済責任の部分についての保険事業を農業保険事業団に行なわせることとし、あわせて蚕繭共済及び家畜共済についてその再保険の事業を同事業団に行なわせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(農業共済基金法の一一部改正)
第二十二条 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「農作物共済及び蚕繭共済の共済関係並びに農業共済の共済関係のどちらも存しない者」を「農作物共済、蚕繭共済又は家畜共済の共済関係のいずれも存しない者」に、「及び蚕繭共済の共済関係又は」を「蚕繭共済又は」に、「第八十五条の三第四項又は第六項」を「第八十五条の三第三項又は第五項」に、「第四百四十三条第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済」を「第四百四十三条第三項又は第五項」に、「第四百四十七条の二第七項」を「第八十七条の二第八項」に改めること。

第三条第八号中「農業共済再保險事業」を削る。
第四条第二十一号を次のように改める。

第二十条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百五十三号)の一部を二十九号の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「農業共済再保險事業」を削る。
第四十九条第一項中「第八十五条の三第四項又は第六項」を「第八十五条の三第三項又は第五項」に、「第八十七条の二第八項」を「第八十七条の二第七項」に改めること。

農地法の一部を改正する法律案

農地法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、合名会社、合作社又は有限会社で、左の各号に掲げる要件のすべてをみたしているものをいふ。

一 その法人の事業が農業(これとあわせ行なう林業及び農事組

合法人にあつては農業とあわせ
行なう農業協同組合法（昭和二
十二年法律第百三十二号）第七
十二条の八第一項第一号の事業
を含む）及びこれに附帯する事
業に限られること。

二 その法人の組合員又は社員
(以下「構成員」という。)は、

すべて、その法人に農地若しく
は採草放牧地について所有権若
しくは使用収益権（地上権、永
小作権、使用貸借による権利又
は賃借権をい。以下同様とす
る。）を移転した個人（その法人
の構成員となる前にこれらの権
利をその法人に移転した者の方
ち、その移転後省令で定める一
定期間に構成員となり、引き
続ぎ構成員となつている個人以
外のものを除く。）若しくはその
一般承継人（省令で定めるもの
に限る。）であるか、その法人に
農地若しくは採草放牧地につい
て使用収益権に基づく使用及び
収益をさせている個人である
か、その法人に使用及び収益を
させるため農地若しくは採草放
牧地について所有権の移転若し
くは使用収益権の設定若しくは
移転に關し次条第一項若しくは
第七十三条第一項の許可の申請
をしている個人（当該申請に対
する許可があり、近くその許可
に係る農地又は採草放牧地につ
いてその法人に所有権を移転
し、又は使用収益権を設定し、
若しくは移転することが確實と
認められる個人を含む。）である
か、又はその法人の事業に當時

従事する者（前項に掲げる事由
により一時的にその法人の事業
に常時従事することができない
者で当該事由がなくなれば常時
従事することとなると農業委員
会が認めたもの及び省令で定め
る一定期間内にその法人の事業
に常時従事することとなること
が確実と認められる者を含む。
以下「常時従事者」という。）で
あるかのいずれかであること。

三 その法人の構成員以外の者か
ら使用収益権の設定又は移転を
受け耕作又は養畜の事業に供
している農地又は採草放牧地の
面積が、それぞれ、その法人が
耕作又は養畜の事業に供してい
る農地又は採草放牧地の面積の
二分の一にみたないこと。

四

四 その法人の常時従事者の構
成員が、農事組合法人及び有限
会社にあつては、その法人の議
決権の過半数を保有し、合名会
社及び合資会社にあつては、そ
の法人の社員（業務執行権を有
しないものを除く。）の過半を占
めること。

五

五 その法人の事業を行なうのに
必要な労働力のうちその構成員
以外の者に依存する部分が省令
で定める基準をこえないこと。

六

六 その法人の利益（農事組合法
人のあつては、剰余金）の配当
度に応じてする旨又は省令で定
める率をこえないとする範囲内に
おいて払い込まれた出資の額の割合
に応じてし、なお剰余があると
する場合

きは、構成員がその法人の事業
に従事した程度に応じてする旨
が定められていること。

八 法人の構成員につき常時従事者
であるかどうかを判定すべき基準
は、省令で定める。

九 第三条第一項中第八号を第九号と
し、第七号の次に次の一号を加え
る。

八 農業協同組合法第十条第二項
の信託の引受けの事業（以下「信
託事業」という。）を行なう農業
協同組合が当該信託の引受けに
より所有権を取得する場合及び
当該信託の終了によりその委託
者又はその一般承継人が所有権
を取得する場合

三

三 第三条第一項ただし書中「第三号
から第五号まで」を「第二号の二及
び第三号から第五号まで」に改め、
同項第一号中「世帯員」の下に「並
びにその土地について耕作又は養畜
の事業を行なつている農業生産法
人」を加え、同項第二号の次に次の
三号を加える。

二の二 農業生産法人以外の法人
が前号に掲げる権利を取得しよ
うとする場合

二の三 農業生産法人が所有権及
び使用収益権以外の権利を取得
しようとする場合

二の四 信託の引受けにより第二
号に掲げる権利が取得される場
合

づいて耕作又は養畜の事業に供
しているもの

構成員以外の構成員又は農業生
産法人の構成員以外の者で、従前そ
の法人の常時従事者たる構成員で
あつたもの又はその法人の常時従
事者たる構成員であつた者の一般
承継人であるものが所有する小作
地又は小作採草放牧地で、その法
人がその所有者（所有者がその法
人の常時従事者たる構成員であつ
た者の一般承継人である場合に
は、その常時従事者たる構成員で
あつた者）からその者がその法人
の常時従事者たる構成員でなくな
る以前に設定を受けた期間の定め
がある使用収益権に基づいて耕作
又は養畜の事業に供しているもの
についての第一項第八号の規定の
適用については、その所有者は、
その使用収益権の残存期間に限
り、その法人の常時従事者たる構
成員とみなす。

三

三 第六条第六項中「及び第六号」を
「第六号、第八号及び第九号」に改
める。

四

四 第三条第二項第三号中「前号に掲
げる権利を取得しようとする者」を
「第二号に掲げる権利を取得しよう
とする者（農業生産法人を除く。）」
に、「こえることとなる場合」を「こ

えることとなり、かつ、これらの者
が、その取得後において、耕作又
は養畜の事業に供すべき農地及び採
草放牧地を主としてその労働力に依存
するだけでは効率的に利用して耕作
又は養畜の事業を行なうことができ
ないと認められる場合」に改め、同
項第四号中「第二号に掲げる権利を
取得しようとする者」の下に「（農業
生産法人を除く。）」を加え、「こえる
こととなる場合」を「こえることと
なり、かつ、これらの者が、その取
得後において、耕作又は養畜の事業
に供すべき農地及び採草放牧地を主
としてその労働力に依存するだけで
は効率的に利用して耕作又は養畜の
事業を行なうことができないと認め
られる場合」に改め、同項第五号中
「第二号に掲げる権利を取得しよう
とする者」の下に「（農業生産法人を
除く。）」を加え、同項第六号及び第
七号中「一時貸し付けようとする場
合」の下に「及び農業生産法人の常
時従事者たる構成員がその土地をそ
の法人に貸し付けようとする場合」
を加える。

五

五 第六条第六項中「及び第六号」を
「第六号、第八号及び第九号」に改
める。

六

六 第七条第一項中第八号を第十号と
し、第七号の次に次の二号を加え
る。

七

七 第三条第二項第三号中「前号に掲
げる権利を取得しようとする者」を
「第二号に掲げる権利を取得しよう
とする者（農業生産法人を除く。）」
に、「こえることとなる場合」を「こ

えることとなり、かつ、これらの者
が、その取得後において、耕作又
は養畜の事業に供すべき農地及び採
草放牧地を主としてその労働力に依存
するだけでは効率的に利用して耕作
又は養畜の事業を行なうことができ
ないと認められる場合」に改め、同
項第四号中「第二号に掲げる権利を
取得しようとする者」の下に「（農業
生産法人を除く。）」を加え、「こえる
こととなる場合」を「こえることと
なり、かつ、これらの者が、その取
得後において、耕作又は養畜の事業
に供すべき農地及び採草放牧地を主
としてその労働力に依存するだけで
は効率的に利用して耕作又は養畜の
事業を行なうことができないと認め
られる場合」に改め、同項第五号中
「第二号に掲げる権利を取得しよう
とする者」の下に「（農業生産法人を
除く。）」を加え、「こえることと
なり、かつ、これらの者が、その取
得後において、耕作又は養畜の事業
に供すべき農地及び採草放牧地を主
としてその労働力に依存するだけで
は効率的に利用して耕作又は養畜の
事業を行なうことができないと認め
られる場合」に改め、同項第六号及び第
七号中「一時貸し付けようとする場
合」の下に「及び農業生産法人の常
時従事者たる構成員がその土地をそ
の法人に貸し付けようとする場合」
を加える。

八

八 農業生産法人の常時従事者た
る構成員が所有し、かつ、その
所有者の住所のある市町村の区
域内にある小作地又は小作採草
放牧地で、その法人がその者か
ら設定を受けた使用収益権に基

いたものは、その所有者がその一定期間引き続いて住所を有した市町村の区域内に住所を有する間に限り、その所有者の住所のある市町村の区域内にあるものとみなす。

れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をしないとき)」に改め、「第三条第一項」の下に「又は第二十条第一項」を加え、「その期間経過後もこれに対する処分がないときは、これに対し不許可の処分」を「その期間経過後までこれに対する処分がないときも、その処分」に改める。

第十五条の次に次の二条を加え

(農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合等における買収)

第十五条の二 農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合(農業生産法人が合併によつて解散した場合において当該合併によつて別記

立し、又は当該合併後存続する法人が農業生産法人でない場合を含む。)において、その法人若しくは

その一般承継人が所有する農地若しくは採草放牧地があるとき、又はその法人及びその一般承継人

以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地でその法人若しくはその一般承継人の耕作若しくは養育

の事業に供されているものがあるときは、國がこれを買収する。ただし、これらの土地でその法人が

第三条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつたものその他政

2 第三条第二項第六号に規定する
令で定めるものについては、この
限りでない。

農地又は採草放牧地をその所有者が農業生産法人に貸し付けた場合には、その所有者が当該貸付に係る賃借契約書者との間

けに備る法ノの常時従事者たる機

成員でなくなつたときは、國がその農地又は採草放牧地を買収す

7 第三項の規定により公示され
農地若しくは採草放牧地の所有者

に「、第十五条の二第八項」を加え
る。

第二十条第一項ただし書中「行わ
れる場合」を「行なわれる場合及び

解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が信託事業に係る信託財産につき行なわ

れる場合(その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存

して いたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終

了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間

の満了する日かその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内にない場合を除

く。」に改め、同条第二項第三号中「生計」の下に「(法人にあつては、経営)」を加え、同項中第四号を第五号

とし、第三号の次に次の二号を加え
る。

四 賃借人である農業生産法人か

人の構成員となつてゐる賃貸人がその法人の構成員でなくなり、かつ、その賃貸人又はその

世帯員がその許可を受けた後に
おいて耕作又は養畜の事業に供

すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力により効率的に利用して耕作又は養畜の事業

第三十一条中「又は農業協同組合」
を行なうことができると認めら
れる場合

第三十一条の規定を「農業協同組合又は農事組合法人に改める。

第十条の八 第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合は、当該信託に係る不動産を信託行為に基づき貸し付け、又は売り渡す場合には、信託の本旨に従うほか、組合員又は信託規程で定めるその他の者の農業經營の改善に資することとなるよう配意してしなければならない。

第十条の九 第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合については、信託法第二十三条、第四十六条、第四十七条及び第五十八条に規定する裁判所の権限は、行政庁に属する。

協同組合法第六十九条」とあるの

は、「農業協同組合法第七十三条

第四項ニ於テ準用スル同法第六十

九条第一項」と読み替えるものと

する。

第七十三条の二十五第三項中「こ
の場合において」の下に、第十六条

第二項後段中「その組合員と同一の

世帯に属する者又は他の組合員(準

組合員を除く。)」とあるのは「都道府

県中央会の総会にあつては他の正会

員(第七十三条の二十二第一項の規

定により代議員をもつて総会を組織

する都道府県中央会の総会にあつて

は、正会員たる組合の理事)、全国

中央会の総会にあつては正会員たる

組合の理事又は都道府県中央会の会

長」と、同条第四項中「五人」とあ

るは「二人」とを加える。

第七十四条第一項中「組合の設立」

を「組合又は農事組合法人の設立」に

改め、「出資組合」を「非出資農事組

合法人にあつては発起人が役員を選

任した日から、出資組合又は出資農

事組合法人に改め、同条第二項中

「組合の設立」を「組合又は農事組合

法人の設立」に改め、「出資組合」の

下に「又は出資農事組合法人」を加え、

「払い込んだ出資」を「払込済み

の出資」に改め、同条第五項中「組

合」の下に「若しくは農事組合法人」

を加える。

第七十五条第一項及び第七十六条

第一項中「組合」の下に「若しくは農

事組合法人」を加える。

第七十七条第二項中「払い込んだ
出資」を「払込済みの出資」に改め
る。

第七十八条中「組合」の下に「若
しくは農事組合法人」を加える。

第七十九条中「組合が合併をした
ときは」を「組合又は農事組合法人

が合併する場合において、合併に必
要な行為を終つたときは」に改め、

「存続する組合」の下に「又は農事組
合法人」を、「消滅する組合」の下に

「又は農事組合法人」を加え、「設立

した組合」を「設立する組合又は農事

組合法人」に改める。

第八一条中「組合」の下に「若
しくは農事組合法人」を加え、「設立

した組合」を「設立する組合又は農事

組合法人」に改める。

第八十二条第一項中「組合」の下

に「若しくは農事組合法人」を加え、

同条第二項中「農業協同組合連合会

登記簿」の下に「農事組合法人登記

簿」を加える。

第八十三条第一項中「組合」の下

に「若しくは農事組合法人」を加え、

同条第三項中「出資組合」の下に「又

は出資農事組合法人」を、「第六十五

条第四項」の下に「(第七十三条第四

項において準用する場合を含む。)」

を加える。

第八十五条第一項中「組合」の下

に「若しくは農事組合法人」を加え、

同条第三項中「出資組合」の下に「若

しくは出資農事組合法人」を、「第六

十五条第四項」の下に「(第七十三条第

四項において準用する場合を含む。)」

を加える。

第八十六条第一項中「組合」の下

に「若しくは農事組合法人」を加え、

同条第二項中「組合」の下に「又は農

事組合法人」を加える。

第八十七条第一項中「組合」の下

に「若しくは農事組合法人」を加え、

同条第二項中「組合」の下に「又は農

事組合法人」を加える。

第八十七条第一項中「消滅した組
合」を「消滅する組合又は農事組合法

人」に改める。

第八十九条第一項中「組合」の下

に「又は農事組合法人」を加え、

同条第一号及び第二号中「組合」の下

に「又は農事組合法人」を加える。

同条第二項中「第七十三条の三十第

三項」を「第七十三条第四項及び第七

十五条第三項」に改め、同条第三

項及び第七十六条の三十一」に改め、

第七十三条第四項において準用する場

合を含む。)」を加え、同条第十四号中「第七

十九条の三十一」を「第七十三条第三

項及び第七十二条の十八第三項」を

加え、同条第三号中「これらの規定

及び第七十三条第四項」に改め、同

条第十五号中「第七十三条第三項及び

第七十三条の十三」に改め、同条第

六号中「の規定」を「又は第七十二

条の十二第五項の規定」に改め、同

条第八号中「これらの規定」の下

に「第七十三条の十三」に改め、同条第

六号中「の規定」を「又は第七十二

条の十二第五項の規定」に改め、同

条第八号中「これらの規定」の下

に「第七十三条第二項及び」を加

え、同条第九号中「第六十五条第四

項」の下に「(第七十三条第四項にお

いて準用する場合を含む。)及び第七

十六条第二項」を「出資組合」の下

に「若しくは出資農事組合法人」を加

え、同条第十号中「第五十二条又

は第五十二条」を「第五十一条第一

に「又は第十条の六第一項」を加え
る。

第九十五条の二中「当該組合」の下

に「又は農事組合法人」を加え、「中央

会及び」を「中央会並びに」に改

め、「組合」の下に「及び農事組合法

人」を加える。

第九十六条中「組合」を「組合又

は中央会の総会」に改める。

第九十八条第一項中「第六十八条

の下に「(第七十三条第四項において

準用する場合を含む。)」を加え、「中央

会及び」を「中央会並びに」に改

め、「組合」の下に「及び農事組合法

人」を加える。

第一百条第二項中「組合」の下に「若

しくは農事組合法人」を加える。

第一百一条中「組合」の下に「若し

くは農事組合法人」を加え、同条第一

号中「の規定」を「中央会並びに」に

改める。

第一百二条中「第四条第二項」の下

に「第七十二条の二(第七十三条第四項

において準用する場合を含む。)」に

改める。

第一百三条中「第四条第二項」の下

に「第七十二条の四第一項」を加

え。

第一百四条第一項中「当該組合」の下

に「若しくは農事組合法人」を加え、

同条第二項中「当該組合」の下に「若

しくは農事組合法人」を加え、「共済規

規程」に改め、同条第三号中「第六十五

条第四項」の下に「(第七十三条第二項にお

いて準用する場合を含む。)及び第七

十六条第二項」を「出資組合」の下

に「若しくは出資農事組合法人」を加

え、同条第十号中「第五十二条又

は第五十二条」を「第五十一条第一

項から第三項まで「(第七十三条第二

項において準用する場合を含む。)若

しくは第四項、第五十二条又は第七

十二条の十五」に改め、同条第十一

号中「第五十四条」の下に「(第七十

三条第二項において準用する場合を

含む。)」を加え、同条第十二号中「第五

十五条」を「第七十三条第四項」の下に

「又は農事組合法人」を加える。

第一百五条第一項中「組合」の下に「若

しくは農事組合法人」を加え、「共済規

規程」に改め、同条第三号中「第六十五

条第四項」の下に「(第七十三条第二項にお

いて準用する場合を含む。)及び第七

十六条第二項」を「出資組合」の下

に「若しくは出資農事組合法人」を加

え、同条第十号中「第五十二条又

は第五十二条」を「第五十一条第一

号中「第五十四条」の下に「(第七十

三条第二項において準用する場合を

含む。)」を加え、同条第十一号中「第五

十五条」を「第七十三条第四項」の下に

「又は農事組合法人」を加える。

第一百六条第一項中「組合」の下に「若

しくは農事組合法人」を加え、「共済規

規程」に改め、同条第三号中「第六十五

条第四項」の下に「(第七十三条第二項にお

いて準用する場合を含む。)及び第七

十六条第二項」を「出資組合」の下

に「若しくは出資農事組合法人」を加

え、同条第十号中「第五十二条又

は第五十二条」を「第五十一条第一

号中「第五十四条」の下に「(第七十

三条第二項において準用する場合を

含む。)」を加え、同条第十一号中「第五

十五条」を「第七十三条第四項」の下に

「又は農事組合法人」を加える。

4 登録税法(明治二十九年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。

第十九条第七号中「農業協同組
合連合会」の下に「農事組合法
人」を加える。

5 印紙税法(明治三十二年法律第
五十四号)の一部を次のように改
正する。

第五条第六号中「若ハ商工組合
連合会」を「商工組合連合会若
ハ農事組合法人」に改める。

6 法人税法(昭和二十一年法律第
二十八号)の一部を次のように改
正する。

第九条第七項中「農業協同組合
連合会」の下に「農事組合法人
(農業協同組合法第七十二条の八
第一項第二号の事業を行なう農事
組合法人でその事業に従事する組
員に対し俸給、給料、賃金、賞
与その他これらの性質を有する給
与を支給するものを除く。」を加
える。

第九条の三中「漁業生産組合」

を「農事組合法人、漁業生産組合」
に改める。

7 土地改良法(昭和二十四年法律
第一百九十五号)の一部を次のよう
に改正する。

第九十四条の八第三項ただし書
中「農事協同組合」の下に「農事
組合法人」を加える。
に改正する。

8 地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)の一部を次のよう
に改正する。

第七十二条の二十一第四項第一
号中「及び農業協同組合連合会」
を「農業協同組合連合会及び農

事組合法人(農業協同組合法第七
十二条の八第一項第二号の事業を
行なう農事組合法人でその事業に
従事する組合員に対し俸給、給
料、賃金、賞与その他これらの性
質を有する給与を支給するものを
除く。」に改める。

理由

最近における農業事情その他の事
情の推移にかんがみ、農業構造の改
善に資するため、農民の共同の利益
の増進を図ることを目的とする法人
として農事組合法人の制度を設ける
とともに、農業協同組合が農地等の
貸付け及び売渡しにつき信託の引受
けの事業を行なうみちを開く等の必
要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

昭和三十七年二月二日印刷

昭和三十七年一月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局